

## 平成17年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成17年6月17日（金曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 30番 金子哲也議員

1. 合併新市の旧地域間の不公平感と市民負担について
2. 第2期ゴミ処理施設について
3. 新市の市外局番について

##### 4番 阿部寿一議員

1. 教育行政について
  - (1) 習熟度別学習の現状は
  - (2) 犯罪から児童、生徒を守るための対策について
  - (3) 職員配置について
2. 建設行政について
  - (1) 都市計画地区計画の一部見直しについて
  - (2) 各種建設工事に関連した資材の調達の改善について
3. 那珂川周辺整備について
  - (1) 河川脇道路の通行について
  - (2) トイレ設置について

##### 19番 関谷暢之議員

1. 行財政改革について
  - (1) 指定管理者制度の導入推進について
  - (2) 事務組織、機構と庁内改革について
2. 教育行政について
  - (1) 耐震診断と学校施設の整備改修について
  - (2) 学校規模の適正化と施設整備について
3. 道路行政について
  - (1) 国道4号の渋滞緩和について
  - (2) 主要地方道西那須野那須線について
  - (3) 国道400号バイパスについて

#### 日程第 2 議案の各常任委員会付託について

#### 日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	収入役 職務代理者	久保井章君
教育長	渡辺民彦君	企画部長	松下昇君
総合政策室長	山田勉君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整 班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整 班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整 班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 局長  
西那須野  
支所 局長

織 田 哲 徳 君  
田 口 勇 君

農業委員会  
事務局 局長

八 木 源 一 君  
塩原支所 局長  
櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 渡 部 義 美

議事課 課長 石 井 博

議事調査係 係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は32名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。  
発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 金子哲也君

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

〔30番 金子哲也君登壇〕

○30番（金子哲也君） おはようございます。  
議席30番、金子哲也。一般質問を行います。  
今や内外ともにどっちを向いても難しい問題が山積している時代を迎えています。我々那須塩原市の議員、それから職員、一丸となって、住民の負託にこたえるべく覚悟と決意を一層強く持って、ますます活動をしていきたいと考えております。  
一般質問に入ります。  
1番目は、合併新市の旧地域間の不公平感と市民負担について。

合併目的には、行政サービスの水準を落とさず、行政コストを抑制することが掲げられていますが、既にコスト負担を市民に転嫁している実態があります。

そこで質問1、従前無料であったものが有料化されたり、値上げされたりするのはなぜですか。

質問2、合併によって市民負担がふえるのは、危機的財政状況にあった黒磯地域に歩調を合わせた結果との評価をどのように説明していくか。

質問3、国民健康保険税がアップされるが、税率算出はどのようになされるのか。

質問4、行政サービス水準を落とさず、行政コスト削減を行うという合併の理念はどのように果たされているか。

質問5、西那須野から職員多数が本庁舎に異動して、地域行政組織のアンバランスが感じられますが、どのような必要性によるものか。

質問6、広報紙を従来のものと比べると、情報のきめが粗く、親しめないという意見が非常に強く言われています。改良する考えはないか。

2番目に、第2期ごみ処理施設について。

施設建設の責任主体の問題や、談合情報による入札延期問題など、市民に明快な説明が求められています。

そこで質問します。広域事務組合が主体となって現在施設の入札などが進められていますが、地自法第286条このところ、284条よりも、規約改正については286条のほうがふさわしいと思われるので、286条にこれを変えていただきたいと思うんですが、地自法第286条に定める事務の共同処理のための規約改正が行われたのか。

質問の2番目、平成10年11月に7市町村の市町間で締結されたごみ処理広域化に関する確認書は、現に有効な取り決めとされているが、これには那須塩原市長の調印はなく、また、実在しない黒磯、

西那須、塩原の各首長の調印というちぐはぐな実態があるが、この点をどのように考えているか。

質問の3、ごみ処理施設の形式、内容、規模は、分別や資源としての再利用に関する市の基本理念によって価格も大きく変わる。広域行政事務組合に任せたままという現状をどう考えていくか。

質問4、先ほど行われた入札各社は、談合が容易に推定できる。これに対抗するためには、専門家を交えた審査機関設置の必要性が考えられるが、その考えはないか、お伺いいたします。

3番として、新市の市外局番について。

同一市内にありながら、黒磯と他地区——西那須野、塩原地区——間では市外局番を用いることになっています。この不便を解消する考えはないかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 皆さん、おはようございます。

30番、金子哲也議員の市政一般質問にお答えをいたします。

合併新市の旧地域間の不公平感と市民負担について、1、2、4について、あわせてお答えをいたします。

今回の合併は、少子高齢化や厳しい財政状況という社会経済面の変化と、地方分権の進展という地方制度面の変化、こうした変化に対応できる基礎自治体をつくることを主な目的として行われました。

質問内容にありましたとおり、一部では、旧3市町で差異のある使用料、手数料につきましては、有料化されたり、値上がりした項目もありました

が、これは新市における負担公平の原則から適正な料金に調整したものであり、合併協議会はもちろん、旧3市町の議会、地元説明会でも既に周知のとおりでございます。今後も一層の行財政改革を推進し、行政コストの削減を図ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次の、新市の市外局番についてお答えをいたします。

この件につきましては、3市町の合併協議の際にも、住民の皆様からご意見、ご要望をいただいたところであり、平成16年12月には、当時の3首長の連名で、NTT東日本栃木支店長あてに「番号区画の整理に関する要望書」を提出したところでもあります。また、那須塩原市といたしましても、事業者でありますNTT東日本や国の担当局への働きかけを続けておりますが、設備改修のための巨額な投資など、地元業者とも解決すべき多くの課題が残っておるのが現状であります。

本市といたしましては、市外局番を用いずに市内通話を可能にすることが、市民の利便性の向上のみならず、新市の一体性の醸成に寄与するものと考えております。

今後も、実現方法等について研究、検討をしてまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、生活環境部長、市民福祉部長から答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、3点目の国民健康保険の税率についてお答えをいたします。

那須塩原市の国民健康保険税率は、平成17年度課税から均一税率とすることとなっております。

平成17年度の税率は、旧3市町の過去の決算状況をもとに推計した平成17年度の保険給付費等の支出見込み額から国・県などの補助金を差し引き、

国民健康保険税の必要額を算定いたしました。

平成14年10月に健康保険法等の一部改正があり、この影響により高齢受給者が増加し、保険給付費が急激に伸びております。また、介護納付金も大幅に増加し、平成16年度決算見込みでは、前年度に比べて21%の増となっております。これらの支出の増加に比べ、国保税の収入額は伸び悩み、歳入の確保が困難な状況となっております。

将来にわたって国民健康保険が健全に運営できるように努めてまいります。

以上であります。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、大きい質問の1番目の中の5番の行政組織のアンバランス、それから6番の広報紙関係につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、5番目ですが、新市の行政組織を考える中で、総合支所方式にあっても本庁機能を有する部署が必要なことから、管理部門の統合と本庁機能を配置しましたので、西那須野から多数の職員が異動しましたが、行政組織上のアンバランスはないものと考えております。

地域住民の意識としては、アンバランス感をぬぐうことはなかなか容易ではないと考えますが、今後ともさらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、6の広報「なすしおばら」の関係ですが、改良する考えはないかとお尋ねでございますけれども、現在広報の編集方針は、地域一体感の醸成を主眼としておりまして、地域全体を対象とするものを基本として記事の掲載をしていますが、対象が一部地区の内容のものでも、重要なものについては、その都度判断して掲載しておるところでございます。また、紙面づくりは、写真や図などを多くし、文字だけの羅列を避けるなど、市民

の皆さんに親しまれ、読まれるよう心がけて行っております。

合併後新市として発行した広報は、現時点で11号発行しましたが、編集方法や掲載記事については、今後市民の皆さんからの意見も参考にしながら、より親しまれる広報紙づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 私のほうからは、第2期ごみ処理施設についての質問に対してお答えを申し上げます。

質問の1番の地方自治法第286条に規定する規約の変更については、那須地区広域行政事務組合の全部の構成市町村が、平成16年12月議会で規約の一部変更について議決したことを受け、同年12月、組合格約変更がなされております。

また、旧市町名でなされたごみ処理広域化に関する確認書の有効性についてですが、地方自治法施行令第5条には、廃置分合の場合の事務の承継並びに消滅団体の収支決算として、「普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する」とあり、当然に旧市町村によってなされた確認書は那須塩原市が承継するものと考えております。

さらに、ごみ処理施設の建設に関し、広域行政事務組合に任せたまという現状をどう考えるかとの質問ですが、広域行政事務組合において、第2期ごみ処理施設建設調査検討委員会が設置され、本市としては、施設建設に関し、必要な事項について調査検討を行い、計画についても提案等を行ってきているところであり、那須塩原市として、施設建設に積極的にかかわっているものと考えております。

4点目ですが、先ほど行われた入札各社は談合が容易に推定できる、これに対抗するためには、専門家を交えた審査機関設置の必要性が考えられるが、その考えはないかとのご質問ですが、設置するかどうかについては、那須地区広域行政事務組合のことであると考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 再質問を行います。

まず、1番の合併新市の旧地域間の不公平感と市民負担についてということで。

ただいま市長のほうから適正に調整したものだというふうな答弁がありましたけれども、やはりまだ合併したばかりで、地域間の格差が随分と出てきているというのが実情で、実は、先週私も健康診断をしに行きましたら、今まで一銭も取られたことがなかった費用が、合計で1,400円取られました。私は、これが高いとか安いとかと言うつもりはないのですが、住民の多くが、特に西那須地域の住民ですけれども、なぜ合併すると突然、今まで無料だったものが有料になるのかと、どうして突然金を取られるようになるのかという疑問が当然わいてくるわけです。そして、その健康診断の場所には、議員は私1人しかいませんでしたから、大勢の人がこの問題を私に投げかけてきました。やはり今まで習慣として無料でやっていたということは、簡単にぬぐい去れるものでないわけです。その辺について、こういうことを実施するには、本当に住民に納得をさせるようなやり方をしていかないと問題が起きてしまう。

これは、単に今こういう例を挙げましたけれども、それだけの例じゃなくて、あちこちでの、特に住民票、印鑑証明の登録、それからその他の証明、これなんかも50%ぐらいずつ値上げされているわけです。これは西那須野を基準とした金額で

すけれども、それから運動公園関係、それから町民プールだけがたまたま20%下げていますけれども、そのほかに体育館関係、それが25%、50%、100%、多いのでは150%の値上げ、こういう具合で、特にゲートボールなんか無料でやらせてもらっていたのが今度は有料になったということで、お年寄りたちが、もうゲートボールはあそこではできないというようなことも言っています。これは、もちろん何もかもということではないけれども、しかし、本当にお年寄りが小遣いを出してやれる範囲というのは限られているものですから、そういうところで、人によっては本当に困っている人もいます。

そういう中で、なぜみんな一律に、急に、一度に上げなくてはならないのかということに非常に疑問を感じるわけです。ある程度状況を見てから本来なじんでいくべきものを、一遍になじめないところへ値上げしていくということで、非常に地域間の格差を感じているのが事実であります。

そういうところで、こういうものに対しても、もっともっと説明をするということと、それから、また場合によっては見直しをしていくということを考えられないか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

私のほうでは、個々の使用料、手数料関係のコメントは所管課でないのでできない部分もありますけれども、まず全体論としてお話をさせていただきます。

先ほど市長のほうの答弁にも触れておりますのでダブりますけれども、まず合併協定の14項目に、先ほど市長も言いましたように、負担の公平の原則にのっとり適正な料金にすることをまずお決めいただいて、その後事務レベルでいろいろ

ろ調整をして、あわせてまた合併協議会にかけてという形で流れてきたのが筋でございました。その途中にありまして、当然各3市町の議員さんにも、このような流れで、こういう論理で金額が決まってくるというのはお話ししておりますし、住民の方にも差し上げました。

その過程の中で、大きな問題になったのは、窓口関係の手数料等、それから国民健康保険税、特に西那須野のほうの方の意見ですけれども、そういう議論の中で修正されてきた部分があるわけです。

そういう中で全体論から言いますと、予算の3月、同月審議していただきましたが、歳入の部分を見ていただくとわかりますように、13款使用料及び手数料というのがありますが、16年度の当初予算対17年度の当初予算を比較してみますと、16年度は3市町の単純合計、17年度は新市のもの、これを比較しますと、要するに全体では2,800万円ほどその金額は減っております。

ですから、総体にすべてみんな上げてきたというのではなくて、3市町それぞれの過去の政策の過程の中で、ちぐはぐといいますか、ばらばらな状態になっていたものを調整した結果、物によっては上がっているし、物によっては下がっていると、制度によっては新しく発足できたと、そういういろいろなものがありますので、個々に取り上げれば、確かに上がるものは上がった、そういう発想になるかと思えます。

今後そういう現実、住民の方がいろいろ疑問に思ったり不満に思ったりしていることにつきましては、できる限り説明責任もありますので、担当部局のほうの現場で説明したり、または何かの広報の形で説明したりということは、順次していかなければならないと思っております。また、もちろん見直しにつきましても、これは適正な料金と

いう発想で物を考えていきますので、どれが適切かは全体の、例えば委託料が少し努力をして下がってきたとなれば、当然使用料、手数料も下がると、そういういろいろなやり方があるかと思えますので、ずっと固定したままという発想はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 合併協議会で決められてしまったと言ってしまうとそれまでなんですけれども、しかし、新市建設計画書の1ページには、6項目にわたる合併の指針が示されています。その中には、国・地方の財政が悪化しているから、これまでどおりのペースでまちづくりをすることは不可能であると指摘しています。これは納得できません。

これらを踏まえ、合併前には、行政サービスの水準を落とさず、行政コストを抑制するというスローガンがありました。この行政コストを市民に転嫁している矛盾を、市民に対してどういうふうに説明していくか、非常に説明が足りないんじゃないかと。どうやってこれを市民に納得し、そして説明していくか、もう一度伺います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

今おっしゃられたのは、先ほど私が説明しましたように、使用料、手数料等は具体的に市民の方の負担、またもちろん税のほうもありますけれども、それを多くふやしてきたということではありませんので、コストを市民の皆さんに多く転嫁をしているという考えはございません。

なお、行政コストの削減につきましては、すぐにできるものと、これから順次やっていくものとあります。今議会にもご提案していますように、行財政改革を真剣に取り組んでいくんだという形



で予算も今提案していますし、今後のいろいろな懇談会を運営しながらいろいろな計画を出していくと、そういうことで行政コストを削減をしていくと。例えば、指定管理者の問題についてもそういう発想の一環であります。

それから、当然人件費等につきましては、職員の適正化のほうにつきましても、これから年次を追って減らしていくという形の中で計画を定めてまいるという流れになってきます。当然3市町の特別職の方々は、もう合併時点で人数を減らすという形で、それらは一種の、人件費の部分で言うと行政コストの削減になったかと思いますが、今後は事務事業の見直し、その辺も含めて行政コストをどんどん下げていくという努力をしていくということは当然でありますし、そのあらわれとして、今回いろいろな予算なり制度なりの提案をしているわけでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 市側の事情というのは、よくそれはわかることはわかるんですけども、合併するまでは、大層合併すればよくなるよくなるという宣伝が徹底されていましてけれども、しかも各地域で説明会まで何度も何度もやりながら、住民との懇談をやってきたわけですけども、合併してしまったら、今度はいろいろの、今、不満が出ている中で説明が余らないと。これは、やはりもう少し、企画部で担当するかどうかわかりませんが、一般住民に対して納得のできるような説明をどんどん前向きにしていく必要があるんじゃないかと。それでないと、いつまでたっても、本当に各地域間の公平感というか、そういう感じが直ってこないという形で残ってしまいますから、ぜひともこれについては、やはり説明会なりそういうものをぜひ各地域で開いてほしいとい

う要望にしておきます。

それから、質問の3番目ですけれども、国保率は、医療費、老人保健拠出金、介護納付金などを算出し、そこから国庫補助金等を除いた額から算定すると「手続きと暮らしのルール」19ページに説明してありますね。この場合、27%に上るとされている未納者の未納保険料はどのように算定基準に関係するののかということでお聞きしたいと思います。もし、未納者のマイナス分を算定基準に加えて算出すると、全員の被保険者は他人の保険料まで負担するということになりはしないだろうか。未納者は不当利得を得ることになるのではないかと。未納保険料は、市の徴収責任に係る未納者への債権であるが、それが万一全員の被保険者に転嫁されているとすれば、全員の被保険者の未納者に対する不当利得返還請求権は、市に対して請求されることになりはしないか。これはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

まず、未納者分はどうかということですけども、市としましては、決して滞納を容認するわけではございませんが、確実に収納として見込まれる収納率を前提に考えて、保険料の算定をしております。

ということで、平成17年度も85%ということで、15%の現年度分の未納があるというふうにある程度の判断をして、予算の枠組みをしておるわけですが、これに対しては適正に悪質滞納者には、国保のルールにのっとった短期被保険者証の交付、あるいは資格者証等の交付等もごございます。そういった諸手続を踏みながら、収納率の上昇、あるいは滞納額の減少に努めていきたいと、このように考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） できるだけ努力して未納者を減らすように、もう少し頑張ってもらいたいということで、次に行きます。

質問の5番目です。

今、西那須野支所は、1階も2階も非常にゆったりとしているのが現状です。しかも、3階に至っては、今1人もいないと。本当にがらんとしてしまっています。

先日、私ももう何回も行っているんですが、3階に上がって大声で歌を歌ったんですが、だれもとめる人もいないんです。本当にだれにも迷惑もかからない、そういう状況で、本当に夜だったら幽霊が出るような状況ですよ。そして、旧西那須野住民がああ状態を見て、もう皆さんがっかりして帰るんです。それで、がっかりしているだけじゃなくて、本当に憤りを感じて帰っていくんです。そして、すぐ私のところへ電話が来たり、それから訪ねてきたり、そのことを訴えてくるわけです。しかも、西那須野支所の周りの商店では、職員が大幅に減ったと。1月からたしか70人ぐらい、多分減ったんだと思いますけれども、前のにぎわいなくなって売り上げが大幅にダウンしていると。私は、3月の定例議会でも、鉛筆1本でも西那須野支所は西那須野支所で買わせてくれという訴えをしましたがけれども、本当に踏んだりけつたりの気持ちのやり場をなくしている人も大勢いるんです。

そこで、大田原市では、また合併を間近に控えているわけですがけれども、教育委員会を湯津上に持っていくということに決まりましたね。そういう意味で、那須塩原市でも、例えば教育委員会を西那須野支所に持っていかとか、それから福祉部を西那須野支所へ持っていかとか、そういうこと

ができないだろうか。それは、技術的にそんなに難しいことではないと思うんです。それをお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

後段の、最後のほうの質問の関係ですけれども、これはもう山本議員へお答えしたところだったと記憶しておりますが、今のお話ですと、分庁舎方式という概念になります。合併協定の本当に重要な4項目の中では、3つの総合支所方式という形でお決めいただいたので、現在のところ、そのような分庁舎の発想を今持っておりません。未来永劫全然しないのかとかそういう意味ではなく、とりあえず、合併してまだ間もないわけですから、分庁舎方式にしますというような発言は、私としてもできません。

もちろんご提案はご提案としてちゃんと真摯に受けとめておりますので、今後組織機構の問題について検討していく中では、当然にいろいろな触れていかなければならないものだと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 今、企画部長のほうから、分庁舎方式になるのでそういうことは考えられないという答弁ですけれども、総合支所方式でも、一部そういうものを採用したということで、幾らでもそんなことはどうにでもなることだと思うんです。そんな形式にこだわる必要は全然ないと思うんです。要するに、那須塩原市がいい方向へ行けばいいんで、これ1つか2つ、そっちへ持っていったからといって、これが総合支所方式じゃなくなるということじゃなくて、中心は、ここの本庁舎のほうにあれば、別に総合支所方式じゃなく

なったということは言えないと思うんです。今は、もうコンピューターの時代ですから、どこにいても、とにかく自宅にいても仕事ができるというような時代ですから、そんなことは全然こだわらなくてもいいと思うんです。

ですから、これは幾ら言ってもしょうがないことなので、ぜひその辺のところはもう少し考え直して、やはり那須塩原市全体の不公平感をなくすようなそういうことを、やはりここ当分は、もう不公平感が全くなくなった、5年後か10年後かわかりませんが、そのときはどういうふうにもできると思うんですが、今の段階では、やはり亀裂が生じないように細心の注意を払うべきだというふうに思って、この項は終わります。

次に、6番目ですが、広報紙のことですが、合併前の広報紙から単純に考えますと、3市町合併によって、広報紙は本来なら情報量が3倍以上になるぐらいに考えられるわけです。要するに、今まで出していたもの3つが合わさるわけですから。しかし、実際には、とても薄い情報紙になっています。これは住民に伝える情報が当然少なくなっているということになるわけですが、そこで、月に2回出している広報のうちの1回は、各旧地域別に編集したらどうかと。そうすれば、非常にきめ細かい広報紙が伝わるんじゃないかと。

先日平山議員の一般質問の中でも、広報からカレンダーがなくなってしまったと。みんな旧西那須野住民は親しんできたものを、それが急になくなるということは非常に寂しいことで、そしてまた非常に不便を感じていると。どうして合併すると後退してしまうのという感覚、そういう感情にどうしてもとらわれがちなんです。

ですから、なぜ一遍にもう合併したらその翌日から切りかえてしまうのか、その辺のところを、やはりもう少し執行部側はきめ細かに考える必要

があるんじゃないかと。2回のうち1回は、できるだけ従前の地域割りで出していくということができないかどうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

先ほど答弁しましたように、基本的には地域の全体の一体感という観点で、今は編集させていただいています。

3市町の方を今までどおりに載せると、かなりのボリュームになって、厚くなります。経費の問題は別に置きまして、今度読み手側がそんな厚いものを読んでくれるかどうかというような問題等もありまして、なるべくさっき言いましたように、絵とか図表とかそういう工夫をしながら読んでもらっています。

それで、今のご提案につきましては、平山議員のときにも、カレンダーについては今内部では試作品をつくりながら検討していると。要するに検討はしていますので、今の1回分は、例えば、具体的な名前を出すと語弊があるかもしれませんが、下野新聞社は県北・県南版と、そういうような中身が分かれています。あれも一つのテクニックなのかなとはそれは思いますので、今のご提言につきましては、内部でよく検討をさせていただいて、紙面づくりがうまくいくかどうか、一体感の醸成等相反しないか、その辺はよく詰めさせていただいて、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ぜひ検討してもらいたいと思います。余り一体感、一体感ということをやりに過ぎて、逆に反発を買ってしまうということもどうぞ頭の隅に入れておいてもらいたい。

広報は、役所と住民との本当に大切なかけ橋でありますから、もっともっと工夫が必要だと思

ます。人員も限られた中での編集なので、この11万5,000ですか、その中での配布となると、どうしても少人数での編集だとマンネリ化もするでしょうし、そこで広報の編集に民間のボランティアをぜひ募ったらどうかと。本当によりよい広報づくりを目指したら、そういうことが非常に役立つんじゃないかと。民間の人が入ることで本当に住民とのかけ橋になるとも思いますが、そういうことは考えられないかどうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

急なご質問ですので、今ここでやる、やらないはなかなか検討しにくい、お答えしにくいところがありますけれども、公平の視点で問題なければ、確かに民間の方でもいろいろなミニコミ誌をつくって出したり、機関誌を出したり、いろいろやっている方がいますから、いい紙面づくりができるかもしれませんので、そういう方たちのご意見をいただくような仕組みも考えてもよいのかなというふうな感想は持ちますけれども、これにつきましては、やはり内部で検討させていただかないと、ちょっと今日はお答えできない状況でございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） ぜひ検討していただきたいと思います。

このたびのこの3市町合併については、まだまだ多くの住民が納得しないまま合併を強行したといっても過言ではない状況なので、それだけに何のための合併であったかという疑問も浮かぶわけですよ。住民の納得のいく合併にするためにも、執行部、職員、それから議員も、2倍も3倍も努力をしていかなければならないと思います。古い枠にはまらないで、斬新なアイデアを持って、住民にとって合併をしてよかったと言われるような新市を育てていかなければならないと思ってい

ます。そして、不公平感を感じさせない那須塩原市にすることにぜひ全力で努めてもらいたいと思います。これで1問目終わります。

2問目、第2期ごみ処理施設について、質問いたします。

共同処理のための規約改正をどのように改めたのかということ、規約の条文比較で、市民にわかるような具体的なあれを示してもらいたいと思うんですが、結局7市町村のときの広域での共同処理のための規約と、それから今度は5市町村になったときの規約とがどのように変えていったのかということでお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 従前のこの条文はちょっと持っていませんので、ただ中身については、共同処理という部分なんですけれども、これは合併する前の各自治体の共同処理施設をいうような形になったと思います。要は黒磯市、西那須野町、塩原町の共同ごみ処理施設の建設にというような形になっていたと思うんです。

今回の改正につきましては、現在の条文では、「共同ごみ処理する施設の建設に関する事務」というような条文になっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） じゃ、これはきちっとこの改正をしたというふうに認識していいですね。

○生活環境部長（相馬 力君） はい。

○30番（金子哲也君） それで、「合併処理広域化に関する確認書」というのがあるわけですが、これは以前の7市町村間でこの確認書を交わしているわけですが、これが今度は5市町間になったわけです。これについては変更はしているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、承継をするということで、5市町村になったということでの確認書の変更はしておりません。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） この確認書の変更をしないでこれを進めることが、果たして違法にならないかどうか。

大田原の千保市長は、大田原市の第1期ごみ処理施設について、主体的に主導権を持って進めてこられたわけです。その経験上、那須塩原市の第2期ごみ処理施設については、当然那須塩原市が主体に進めるべきだと言っておられるわけです。

この点について、確認書第5条によれば、確認書の中の1、2、3、4、5とわたくしであるわけですが、2期建設市町は、黒磯市、西那須野町、塩原町とすると決めているわけです。これを利用主体、この財政負担の責任を負う自治体をきちっとそのときは定めているわけです。それが、今度自治体が変わった段階で、これをやはり変えないで進めるというのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 平成10年当時の、当然行政の広域行政事務組合としては7か市町村だったと。これはその確認書を、何ていうんですか、確認し合った段階では、まだ合併という形は出ておりませんでした。その後、基本的には規約を改正することによって、このものを変えなくともこれは承継されているものなんだというふうな考え方で、私どもは思っております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） その辺のところはよくお調べになって、やはりこれを変えなくては行けな

いということであれば、きちっと変えるべきだと思います。

それで、今、これを簡単に変えたものを持ってきたわけですが、那須塩原市が今度は主体となってやるということで、ごみ処理施設をつくるわけですね。そこで、広域行政事務組合がその上に入ってくるわけですね。そのときに、那須塩原市は、広域行政事務組合を通さないと、このごみ処理施設の管理というか、そういうものができないわけです。この行政事務組合を通してやるということになるわけですね。

ですから、以前は黒磯市、西那須野町、塩原町ということで3市町だったから、広域行政事務組合がないとなかなかまとまらないということで、それは必要だったけれども、今は合併して、1つの市が1つのごみ処理施設を管理するのに、ほとんど専門家も何もいない、その広域行政事務組合を通して物を言って、そして広域行政事務組合がごみ処理施設を管理するという、非常にややこしいというか、間に入って、何のために間に入る必要があるんだろうかという疑問を単純に考えてしまうわけですが、そういうことが果たして今後何十年もこれから続くのが本当にいいのかどうか、これについては、もし市長に答えていただければ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、私のほうから答弁をいたします。

まず、ごみ処理の形態についてでございますけれども、この計画がなされた時点では、1期工事も2期工事も広域行政事務組合の中でやるという基本的なものがございます。そういう中で、先ほど千保市長が、第1期工事は大田原が主体でやっているという判断は、私は正しいか正しくないのかはわかりませんが、広域が事業をやって

おるといのは間違いございません。千保市長さんが主体的に動かしているかどうかは、私は知りませんが、広域の事業としてやっております。

今回2期工事ということで、合併する以前に、3市町ですか、それで2期工事をやるということで、これも広域の事業という中で運営をしていくと。先ほど話がありましたように、規約を変えたのかどうかということなどもございますけれども、先ほど部長のほうから話がありましたように、地方自治法の施行令第5条の廃置分合の場合の事務というものは合併後の市が承継するという中で、地方自治法の中のそういうものをもって、この場合も続けて那須塩原市がやっていくということで、計画とかそういうものについては、当然これまでの1市2町で計画をしたという経過がございますので、新しくなった市がさまざまな研究とかそういうものの検討はして、こういうもので進もうという考え方は当然この中であるわけでございますし、ごみ処理計画についても、那須塩原市のごみでございますので、これに合った考え方のもとで、広域のほうに事業としてはお願いをするという形で進めてまいると。

当然これをやっていくためには、第2期工事は平成20年までには完了させるということになっておりますので、今さら手続を変えて進めるというよりは、このままこの地方自治法の施行令に基づいた形の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 今までの7市町の広域行政事務組合の場合はそれで非常によかったと思っておりますけれども、合併した今になって、例えば議員が今32名いるわけですがけれども、32名のこの議員

が、これに対してどうかかわれるかという問題があるわけです。広域でやると、直接議員は手を出せなくなりがちなんです。非常にやりづらい面があるわけです。

そういう中で、この那須塩原市の生活環境部が、このごみ処理施設の建設について直接的に取り組んでいけるのかどうか。広域行政事務組合があるわけですがけれども、それを差しおいて、どういふふうに取り組んでいけるのか。この建設には、もしくは一切かかわらないで広域任せにするのか。

それから、市長も、以前は広域組合議員としておられましたけれども、それでご存じのように広域事務組合は、よそから非常に口を出しづらいところなんです。それが現状です。また、議会の開催などもまれにあって、今年はまだ10月まで開催がないんです。こういう中でのごみ処理施設の選定とか建設が、どうしても人任せになりがちなんです。市長や生活環境部が、そういうところでどこまでかかわっていけるのか、そして住民に対してどこまで責任をとることができるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 那須塩原市としてどこまでかかわっていけるのかということだと思うんですが、これは、ごみ処理施設は、当然那須塩原市の生活から出てくるものを処理する施設ですから、私どもとしては、今までの1市2町の施設というのが3つございます。これは先ほども出ました各支所が、所管の中で生活環境部がやっている。そういったもろもろの一つの今までのデータ、今後の例えば収集、運搬等々については、当然うちのほうでかかわって行って、そのごみ処理施設をどういうふうにつくるのかという形でかかわっておりますので、全くその建設そのものにかかわらないということではございません

ん。

ただし、先ほどから出ていますように、地方自治法で認められました一つの団体ですから、そこでやる事務的な部分については、うちのほうはどうのこうのというかわり方は、基本的にはし得ないものなのかなと。ただし、処理施設の建設については、当然我々が検討委員会の中でも意見を申しますし、担当所管のほうでも、広域との連携の中で、内容の資料等も提出しているというような状況です。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） そうしますと、この焼却場については、その業者選定にまで、何ていうか、参入できるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほども申しましたように、選定をどうしていくかという中では、当然検討委員会の中にもお話はありますから、そういった中では意見を申し上げていっております。

ただ決定をするのは、那須塩原市ではなくて、広域行政事務組合だと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） その辺のところ、どこまでこの那須塩原市として入っていけるのか、非常に我々も疑問を持つところなんですけれども、これは幾らお互いに議論し合ってもしょうがないのでこの辺にしますけれども、先日新聞社にファクスされた談合情報によれば、地域計画委託業務並びに第2期プラント工事の落札予定者が談合によって決まっているとのことのほかに、入札業者と広域事務組合幹部とが飲み食いをしているという内容の情報が入ったわけです。この点について

どういうふうに考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のご質問については、我々はそういう形では聞いておりませんので、ちょっとお答えできないところです。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 報道によれば、新聞社へ談合予告情報が流されて、そのファクス情報のおりの業者が落札したとあります。言いかえれば、談合の状況証拠ができたわけですけれども、市長はこれに対して、やはり住民に明快な説明を行うべきだと思いますが、どのように説明しますか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 談合情報があったというのは、私も新聞報道で見っております。

それに対して、管理者である斎藤管理者ですか、それが処置をしたものというふうに考えておりますので、それに対する私のコメントはございません。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 広域行政事務組合では、入札予定者から談合をしていないということを誓約する書面を提出させたとあります。こんな手当てで談合が予防されると本気で考えているのか、それを広域事務組合のほうへ任せていいのかと。

市長のところへは、先日のその入札談合情報の垂れ込みがあった後、広域事務組合から説明や相談があったのか、なかったのかをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） こういうことで入札を延期しますという話がありました。そのうち、ただいま話がありましたように、誓約書をとって、きちっとした形で再入札をやりますということは伺っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 市長は、組合の副管理者という位置にあるわけですが、それでも相談や説明がなかったということは、やはり組合のほうが、非常に独断でこう進んでいっているということを感じさせることだと思います。

地域計画委託業務をコンサルタントに発注する場合の価格、値段は、この間の入札で、大体2,500万程度のものですけれども、この本施設のプラント建設工事費は、この額の500倍に相当する126億円を想定しています。すなわち、地域計画委託業務を請け負うコンサルタントの背後には談合事業者がいるということを考えるのが普通であります。つまり、コンサルタント業者は、大手プラント会社のダミーにすぎないということが推定できます。このことは、現代社会の金融資本とか経済資本統合の流れを見れば、自明のことであると思われま。

ここに基本計画入札業者との背景ということで書いてきましたが、この前の入札で、この5社のコンサルタントが入札をしているわけです。その後ろには、これを建設する大企業がいるわけです。それは、資本を入れているとか、もしくは役員を入れているとか、いろいろの形で関係していると

思われますけれども、ですから、このコンサルタント会社は、私は談合していませんよと言ってもうそじゃないわけです。誓約書を書いても、うそにならないわけです。談合はこの大会社の間で行われていれば、このコンサルタント会社は、誓約書を書いても何らうそを言っていないことになるわけです。そういうことが推定できるわけです。

そういう中でこの点をどういうふうにか考えるか、お伺いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今のお話ですけれども、あくまでも推定というものが前提で、私としては、それにどうですかということでお答え申し上げられません。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 市長とか役所の職員に関しては、例えば談合があっても、余り個人的に懐には関係はないことだと思うんですが、不利益をこうむるのは住民です。そういうことが起きた場合、非常に住民の血税が不利益を被るということになるわけなので、もっとももっとこういう疑惑の問題は本気になって考えてもらいたい。

それで、時間も余りないので急ぎますけれども、この事業、焼却場関係の事業に精通する専門家が広域行政事務組合や那須塩原市に本当に必要であるというふうにか考えられます。広域にも市にも、専門家がいません。この点についてどのように考えるかと。

続けて読み上げますが、第1期のごみ処理施設については、処理施設調査研究会を設置していますが、第2期施設についてはそのつもりがありますか、それともそういう研究会を置くつもりはないかどうか、お聞きします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。



○生活環境部長（相馬 力君） 前段の専門家も含めて、その後の研究会も、これは先ほども答弁しましたように、基本的には広域事務組合の事務としてやっておることですから、私のほうで置く、置かないということは申し上げられません。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） それは、置いてくれという要望をやはりするかしないかという意識の問題だと思うんです。そして、こういう疑惑がたくさん上ってきている中で、談合は独占禁止法違反の被疑事件でありますから、これについて公正取引委員会に協議をしましたか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） そのようには聞いておりません。

○議長（高久武男君） 以上で、30番、金子哲也君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◇ 阿 部 寿 一 君

○議長（高久武男君） 次に、4番、阿部寿一君。

〔4番 阿部寿一君登壇〕

○4番（阿部寿一君） 本日は、傍聴者の皆様たくさんおいでいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、ただいまより市政一般質問を行います。

合併して那須塩原市が誕生して、はや半年が過ぎようとしておりますけれども、本来の合併の意義である将来における財政危機を極力回避をして、地方分権が進む中、自立した、そして持続可能な自治体を建設するということが、市民の中に果たして十分浸透が図られているのかどうか。市民の理解度がどの程度あるのか、私自身つかみかねて

おります。それどころか、合併したことにより、今まで以上に行政サービスに対する期待や、従来実現が困難であった市民ニーズの実現が、合併したことにより、より高く望まれているのではと、そういう期待感と、一方、今までと何ら変わらない、むしろ今までより改悪につながったという失望感を抱いているといったような市民のさまざまな思いがあることが現実であります。

しかし、こうした中、合併後初の選挙における議員や行政、議会に対する期待は、確かに高まっているものと思っております。

そういった点を踏まえまして質問をいたしますので、執行当局の前向きな答弁を求めるものであります。

また、質問も最終日ということでございまして、内容も一部重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず初めに、教育行政についてお聞きをいたします。

1番の習熟度別学習の現状についてであります。現在各小中学校において習熟度別学習を行っておりますけれども、前と比較して効果はどのようになっているか、また生徒の反応はどうか、お伺いをいたします。さらに、進めていくに当たり、課題として今どのようなことがあると考えますか、お伺いをいたすものであります。

次に、2番目でございますが、犯罪から児童生徒を守るための対策についてお聞きをいたします。このことについては、前に質問した議員の内容と一部重複する部分もありますが、できるだけ別の角度から質問をいたしますので、ご了解をいただきたいと思っております。

最近、全国各地で学校に不審者が侵入し、安全であるべき学校の現場で、児童生徒の尊い命が奪われる事件や傷害事件などが多発しております。

学校における犯罪から児童生徒の安全の確保をどうするのかという点で、腐心をいたしているところでございます。本市にあっても、より地域に開かれた学校を目指すという学校開放化が進む中、かえってそのような危険性がないか危惧をすることあります。

そこでお聞きをいたしますけれども、不審者等が侵入しないように、どのような対策を具体的に講じているのか。また、このようなことは考えたことはありませんが、万が一侵入されて、児童生徒に危害が及ぶような状況の際、どう対処するのか、その取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

2番といたしまして、不審者や犯罪から子供たちを守ろうと、地域でも大変問題視しており、安全パトロール組織をつくり、定期的に巡回等を行い、未然に防ごうというところもあるように聞き及んでおりますが、それらの情報について当局はどの程度把握しておられるか。また、そのような組織と市はどう連携を図るのか、伺います。

次に、学校内でできる対策、地域でできる対策というものについては、ある程度限界がございます。また、いざというときの対応が間違いなくなされるという保証はないわけでありますので、本格的な警備体制の検討や、通報システムを含めたセキュリティシステムの導入を視野に入れた対策も必要と思われまます。事が起きてからでは遅過ぎますので、このことについて当局の考えを伺うものであります。

3番目の項目といたしまして、職員配置についてお聞きをいたします。

合併後、教育委員会事務局の組織も充実され、市民の教育行政に対する期待も高いものと思われまます。従来学校教育課のみだったものが、事務分掌の専門化等を図るために、教育総務課と学校教

育課に編成されております。特に学校教育課については、教育現場の現状や問題点を的確に把握し、しかるべき対応を機敏に図る課であると、私は認識をいたしております。

そこで、提案でございますけれども、さらなる教育現場の状況等を的確に把握し、対応を図るため、また教育現場よりさらに事務局に対する信頼関係を強固にするため、学校教育課の管理者には教育現場から登用すべきと考えますが、当局の考えを伺うものであります。

次に、建設行政についてお聞きをいたします。

まず1番目の都市計画、地区計画の見直しについてであります。都市計画大原間周辺地区計画が平成14年4月に決定をされました。その目的は、旧黒磯市の都市計画に関する基本的な方針において、那須塩原新都市拠点の中心となる商業業務地として、また本市の新しい顔にふさわしい商業業務施設の集積を図る地区として位置づけられており、このため宿泊施設や文化施設等を含めた商業業務施設の集積を図り、背景となる那須連山の景観を生かした良好な新都市拠点の形成を図ることを目標とするとなっております。その中に、建築物等の整備方針が示されておまして、建築物の高さの最高限度が25mと定められております。

決定から、これまで3年が経過しておりますけれども、当該地区に建設された建物は、わずか2棟であります。これらの建築物を所有、管理する立場から見れば、取得した一定の土地から、効率的、機能的に経営を図るため、必然的に構造の高層化を図るわけでございますが、現在の高さの最高限度では、建設する側から見て余り魅力がなく、結果として、商業業務地における集積が図られないのではないかと危惧いたしております。

合併して那須塩原市となった現在、民間の活力によって用途に応じたさまざまな施設の集積を誘

導し、さらなる発展を期すため、建築物等の高さの最高限度を、現在の25mから30mに見直すべきと思いますが、当局の考えをお聞きをいたします。

次に、2番の各種建設工事に関連した資材等の調達の改善について、お聞きをいたします。

現在、市が発注する各種建設工事の請負業者が調達する資材、部材等を取り扱う業者の中に、資材の種類によっては著しく業者に偏りがある状況に思われます。合併して新市になった今後は、取り扱い業者の寡占状態の改善を早急に図るべきと考えるが、当局の考えをお聞きをいたします。

次に、那珂川周辺整備についてお聞きをいたします。

晩翠橋下の河川わきの道路を上流部へ進みますと、河川運動公園のサッカー場に通じる道路に「おもいで橋」がかけられております。この状況を見ると、車が通行できないよう両サイドに大きな石が置いてあります。なぜ、そのようにしているのか。利用者の利便性を高めるため、車両通行を可能にし、サッカー場わきの空き地を駐車場として利用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、河川環境美化の点や、散歩、ジョギング、釣りなどの利用客の利便に供するため、晩翠橋下付近にトイレを設置すべきと考えますが、お聞きをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 4番、阿部寿一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

建設行政の地区計画の見直しについてお答えをいたします。

都市計画大原間周辺地区計画の建築物の高さ制

限の緩和についてであります。那須連山等の眺望や景観保全のために、高さ制限25mを堅持したいと考えております。

高さ25mにつきましては、1階当たりの高さにもよりますが、一般的には6階から7階に相当すると言われております。この地域の建ぺい率80%や容積率400%を最大限に利用した場合には、5階建てとなりますが、建ぺい率を低く抑えた場合には、5階建て以上となることから、那須塩原駅前の商業地域の有効活用と那須連山の眺望など、良好な景観形成が図れる高さを考慮して、上限25mを設定したものであります。

以上のほかは、教育長、建設部長、教育部長からお答えいたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私のほうからは、教育行政の1番と3番についてお答えを申し上げます。

習熟度別学習についてのご質問であります。習熟度別学習は、現在数学や英語を中心に実施してきましたが、固定的に実施するのではなく、生徒の実態や単元の内容によって弾力的に、必要に応じて実施しております。

実施する上では、その子に合った指導を心がけることにより、より理解度が高まっています。また、教師同士が、どの場面で習熟度学習を実施したらよいか、そして、それぞれのレベルの指導内容はどうか、お互いに話し合うことで共通理解が図られ、指導することができています。

生徒の反応は、少人数できめ細かな指導や、自分の理解の程度に合った授業進行により、授業への取り組みが真剣になり、やればできるという気持ちも育っています。

今後の課題につきましては、指導が生徒に合っているかどうか、成果を確認しながら進めること

が大切であり、生徒の実態や単元の内容によって、どの指導方法が合っているか柔軟に考え、個々に応じた指導を進めていきたいと考えております。

次に、3番目の職員配置についてお答えをいたします。

管理職を現場から登用することにつきましては、現在管理主事1名、指導主事8名のまとめ役として、管理職の登用も含めて、指導体制の強化の必要性を感じております。

以上のほかは、教育部長のほうから答弁いたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、2番目の犯罪から児童生徒を守る対策についてお答えをいたします。

市内での不審者声かけ事案が多発しているため、校長会や児童生徒指導の研修会等において、児童生徒への防犯対策の指導や、警察と連携した防犯教室の実施、保護者会への協力体制づくりなどを指示しております。

また、昨年度指定を受けた文部科学省の地域ぐるみの学校安全推進モデル事業を、本年度も引き続き市内の小中学校で指定を受ける予定でありますので、これらの研究成果を各学校に広めていきたいと考えております。

このほか、全児童生徒への防犯ブザーの配布や、「子供を守る家」「あんしん家」の設置依頼、地域住民とのあいさつ運動の推進、防犯ステッカーを張った公用車の巡回等を通して、子供を守る取り組みを推進しているところであります。

しかし、子供を犯罪から守るためには、学校や保護者などの個々の対策ばかりでなく、組織的な対応も重要であります。現在パトロール組織については、市少年指導員による定期的な巡回指導、地域住民による自発的な巡回、PTAを単位とし

た定期的なパトロールなど、各組織による巡回指導が行われております。

今後、関係機関、教育委員会、学校、家庭、地域、関係団体の連携を図り、犯罪から児童生徒を守る継続的な取り組みで、安全・安心な子供の居場所ができるよう啓発していきたいと考えております。

なお、警備体制やセキュリティシステムの充実については、その効果や財政状況を勘案しながら勉強していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 建設行政への(2)につきまして、まずお答えをいたします。

建築工事関連資材の調達方法につきまして、お答えを申し上げます。

本市において使用する建築工事関連資材の製品につきましては、県策定の資材単価物価版及び見積もり等調査の上、設計担当を決定し、下水道を初め各種工事を積算しております。これら資材につきましては、当該工事を請け負った業者が、市の承認を受けた上、みずから調達し、使用することとなっておりますので、その資材の調達方法等については、市は把握できない状況でございます。

いずれにいたしましても、建築工事関連資材につきましては、製品の指定の有無にかかわらず、請負業者の責任により調達することとなりますが、今回の市町合併により、資材の調達先の代理店等がふえ、少しでも改善されたものと考えております。

なお、土木工事関係において、メーカーまで指定をしておりますのは、下水道用マンホールふたがあり、現在3社の製品を指定しておりますが、他の建築工事関連資材同様、工事請負業者の責任において調達することとなります。

続きまして、3番の河川周辺整備についてでございますが、1と2、続けてお答え申し上げます。

「おもいで橋」につきましては、栃木県が河川堤防の管理用通路といたしまして、平成12年に河川環境整備事業の一環で整備し、管理を行っております。サッカー場わきの河川敷は、巻狩まつりや大きな大会等の際には、河畔公園駐車場側からの進入路を使いまして、臨時駐車場として利用している状況でございます。また、サッカー場を含め河畔運動公園にはフェンス等の囲いも設置されていないため、「おもいで橋」を開放いたしますとグラウンドへの車両進入のおそれがありますので、公園の管理面から考えますと、「おもいで橋」の車両通行は難しいのではないかと、このように考えております。

次に、晩翠橋下のトイレの設置でございますが、維持管理や設置場所が一般的な河川敷であることから、現在のところ設置する考えはありません。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、習熟度別学習の現状についてでございますけれども、数学あるいは英語といった教科を中心にやってきているのが現状だと。そこら辺を、今後はその状況に応じて、ほかの科目も可能だという形でとらえてよろしいんですね。よろしいですか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教科によって、学習の成果というか、効果、指導の成果、これが異なります。特に、算数、数学、この教科については、非常にこう学年ごとの関連性が強いもので、基礎的なものが理解されないと、学年進行に従って理解度が非常に落ちていくと。それから、あと1つ、

英語もそういう傾向が強い教科でございます。この2教科については特に習熟度学習を採用していると、そういうことでございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） この習熟度別学習をするに当たって、いわゆる分けるわけでございますけれども、基本的には、いろいろな各学校においての判断によって分け方があるんだろうと思いますけれども、基本的には基礎力の向上、それから応用力の向上というんですか、大別するとその2つに分けられるというふうに思っておるんでございますけれども、生徒のこの習熟度別学習に対する反応は、先ほどのご答弁ですと、やればできるんだという気持ちの醸成につながっているというふうなご答弁でしたので、おおむね良好なのかなというふうにも思っておるんでございますけれども、小学校においてはいかがでございましょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 小学校につきましては少し様子が違いまして、小学校は、1人の先生が全教科を教えるということでありまして、特に算数面の指導については、例えば市で雇用している非常勤講師の方がその教科指導にかかわって、今、大きな成果を上げているわけでありまして、一人一人理解度がかなり差があるものですから、小学校でも、できるだけ少人数の編成か、習熟度別に指導するというところで成果が上がってございます。以上でございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 応分の成果が上がっているという今ご答弁でございましたが、実は、私、何で今回この習熟度別の現状についてお尋ねをしたかといいますと、私は否定する者ではございませんけれども、根本は、実は教師のいわゆる指導力不足、ここにあるのではないかとこの観点からの

質問だったんです。

といいますのは、例えば習熟度別で編制をしまして、それぞれのいわゆる到達度に応じて指導をすると、あるいはチームティーチング方式をとる、少人数化を図ると、こういったことでやっているでございますけれども、やはり教員の指導力がそこに伴わなければなりません。配置基準としては40名、中学校は35名でしたでしょうか。それが、例えば本市は今度35名にまざるなりまして、それから今後の検討として30名にしようというふうに、今、努力をされておるわけでございますけれども、いかに少人数化がされたからといって、果たして生徒の学習に対する取り組む姿勢だとか、あるいはその到達度の、何ていいますか、高低差と言ったらいいのか、そういうものについては、多分に先生の指導力にかかるところが非常に多いんじゃないかと、こんなふうに思っておりますが、この習熟度別授業と、それからいわゆる先生の指導力不足、この辺の関連について、何か教育長のほうで感じになっていることがありましたら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 習熟度別学習が完全かということになりますと、多少の問題はございます。

ただ、例えば数学ですと、基礎的なものが十分理解されていないと、その次の単元が理解が難しいと、これはご理解いただけと思いますが。それで、特に理解度の低いクラスの子供には、ベテランの教師が指導に当たる、そういう配慮をして、それぞれの単元には単元の目標がございますので、担当する教師が相互に共通理解を図る、打ち合わせをして指導に当たる、共通の目標で、指導の具体的な方法に差を持ちながら指導をします。指導力の高い教師が理解度の低いクラスに当たる。

ただ、那須塩原市の場合に、この編制は非常に

緩やかなものでございまして、A、B、C、Dというふうな能力別の分け方ではございませんので、緩やかな、本人が納得する編制で編制しております。子供たちの意欲を損ねないように配慮してございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 今のご答弁で、大体取り組む姿勢がお聞きできたんですが、どうもいろいろとお聞きをしておりますと、子供の側に立った学習体系といいたいまいしょうか、そういう形よりも、むしろ教員の指導力不足の点で補完する形の意識が、私はどうもあつてしょうがないんです。

当然それは習熟度別ですから、いろいろとその理解度に合わせて編制をして、そして特に基礎力を高めていかなければならない子供たちにとっては、ベテランの教員の方が指導をすると、この点については非常によろしいかと思っておりますけれども、いわゆる総合的な学習力をレベルアップさせるという目的に果たしてなっているのだろうか、どうなのだろうかということに、私はちょっと疑問が今のところはあるんです。

実は、昨日の下野新聞でございましたか、本県の小中学生は、算数、数学が苦手で、ペーパーテストにおいて、正答率が全国平均を下回っているというような記事が載ってございました。多分ごらんになった方も多いただろうというふうに思いますけれども、今申し上げました習熟度別学習、あるいはTT方式、さらには全体的な少人数学級方式と、こういったことをやっても、総合評価として、なかなかそれが高まってこないという部分においては、これは教育の場合は、こういうふうに施策を講じたから次の日からぼんと成果があらわれると、こういったものじゃないということとは重々承知をしているわけでございますけれども、どうもいろいろな方策をしているにもかかわらず

らず、こういった現象があらわれてくるということには、何かちょっとほかにももう少し原因があるのではないかと。特に、今申し上げましたように、教員の指導力不足というものがやはりかなり低下をしているのではないかと。

そのためには、このことをやることと同時に、前にもいろいろ質問の中で出ておりましたけれども、教員の指導力をいかにしてアップするかということがやはり急務となっているのではなかろうかと、こんなふうにも思いますけれども、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教員は、教員免許証を持って指導に当たるということが基本にあります。指導力については個人差はあると、これは認めざるを得ません。ですので、いろいろな方法で指導力を向上する努力をしております。

県のほうでは、総合教育センターを中心に研修制度が整備されております。市内でも、市内独自に研修制度を持って、やっております。それから、各学校内で授業研究をするように。ほとんどの学校が研究授業をして、お互いに先生方が授業を見せ合って、そして評価し合うと、そういう状況になっておりますので、各教員とも非常に厳しい勤務状況に置かれていると、こう思っております。

そういうことで、自己研修、それからいろいろな施設の研修、そういうものをあわせて進めて、指導力を向上させていきたいと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 了解いたしました。

これでよしとせずに、引き続きの取り組みをお願いをしまして、この項目については終了いたします。

次に、安全対策についてでございますけれども、

各種会議での通達あるいは啓発ということで、危機管理に対する啓発なども行っているということでもございました。これはこれで非常によろしいんだろうというふうに思いますけれども、しかし、これだけでは、本当に未然に防ごうとすることが、ちょっと難しいわけでございます。

訓練等も各学校によっては行っていると、不審者が侵入したということを想定しまして、やっているようでございますけれども、今の内容で、実際に不審者から直接話しかけられたときの子供たちの対応なんていうものは、訓練等が生かせるというふうに思っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 訓練は、万が一遭遇したときに、できるだけとっさの行動ができるようにするための訓練ということです。ですから、それで万全かということ疑って、100%を目指す手法というものが見当たらない現状では、一部のものでも、基本的にはこういうふうに逃げなさい、声を出して逃げなさい、防犯ブザーを鳴らなさい、そういうものは体験的にやっていく、積み重ねていくことが大切というふうに考えております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） おっしゃるとおり、そういうことを日々意識をしながら、またいろいろと回数を重ねる中で積み重ねというものが重要なだろうとは思いますが、先ほどの答弁の中で、PTAだとか、それから各地域の組織、あるいは市の少年指導員等々の巡回ということがあると答弁がありましたけれども、そこには当然警察当局のほうの連携も入っているということなんだろうと思っておりますけれども、やはり地域の活動組織というものをもっと有効に活用をして、そして教育当局と警察当局というのが連携を密にすると。

そういうことは今までもやってこられたんだろうと思いますけれども、定期的な懇談の場、そういったことももっとも必要なんではないかなというふうにとらえておるわけでございます。その点については、今後も継続してやっていくというお話でございまして、さらに何かお考えがありましたら、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 学校と警察との連携というのは、那須塩原市としても、大田原警察署、黒磯警察署との関係、組織は持っております。

しかし、問題は、毎日毎日地域で起こっていることでありますので、そういった大局的な連携とはまた別に、地域の中における連携といったものが、現実問題としては必要だというふうに考えています。

昨日の答弁の続きになるとは思いますけれども、具体的な取り組み方が地域でできる方法で、それぞれ活動が始まっているという状態にありますので、小学校区単位など適当な区域の中で、その学校や公民館、自治会、それから防犯協会、そういった地域の、あるいは老人クラブ、婦人会、子供会、PTAというふうな、実際に取り組んでいる団体の連絡調整といったものが絶対に必要だというふうなところに来ております。

それが、絶対に必要だと言えるのは、例えば、先ほどの答弁の中で、前年度に引き続き今年もと、指定を受けてやるというふうなお話を申し上げましたけれども、前年度実践校の手法の中で、そういった地域内の関係団体との取り組み、情報交換、そしてできることをやっていく、それをみんな知り合うというふうな行動をやってまいりましたので、それが必要だというふうに認識をしています。そういうポイントにおいて、モデルとして体験したことを、できるだけ地域の実態に合った形で全

校に推進していきたいというふうなお答えを申し上げたところであります。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） ちょっと具体的なお話をさせていただきますが、各学校においては、もし不審者が侵入をした場合に、さすまたみたいのは置いてあるんですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 防犯用具とかそういう意味でいきますと、さすまたは、10校で置いてあります。それから、防犯スプレーとか竹刀、棒——警棒みたいなものです。それは、全体で19校。

特別の道具と、今、言ったわけですがけれども、実は、教室の中にあるいす、机、これも道具という認識でいます。道具のところへ駆け寄って、道具を持ってくる間に事態が変化することだってあり得るということです。目の前にあるのは、机、いす、こういう認識をしております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 学校現場において、不審者が侵入して、危険と判断した場合の今の対応の一部を、教育部長のほうから、目の前にあるものはみんな、防ぐ、身を守る道具だというふうなお答えを聞きまして、ある意味でちょっと安心した部分もあるんです。

このさすまたを例にとってもちょっと悪いんですけども、これで取り押さえるように対策を講じていると思うんです。しかし、教育現場におきましては、女性の教職員の方が多ということで、中には特別な人もいますけれども、男性から見ればおおむね非力ですよ。そうしますと、逆にそれを奪われてということだってあるわけです。ですから、それもないよりはあったほうが良いということで、じゃ、あったからどうなんだというこ



ともなるんですが。

そういった対策を行うことと並行して、むしろ学校区単位、全部ではないですけれども、そう離れていないところに交番があるということもありますし、もし不測の事態に備えて、侵入者を確認した段階でブザーを押して、そのことがいわゆる地域の交番、もしくは不在の場合は本署のほうに連絡がいくというそういった通報システムだとか、そういったいわゆる短時間の間に事が大きくならないうちに、やはり未然に防ぐといったような対策というのもの、やはり必要な時期に来ているのではなかろうかと。今は、本市においては、そういったことが具体的にございませぬから、被害が、直接的なものはありませんからよろしいのでございますけれども、起きてからでは遅いということで、そういった通報システムにしても、それからセキュリティの問題、こういったものも、これは予算との兼ね合いということに最終的にはなってくるんだらうというふうに思いますけれども、本来、安全で伸び伸びと児童生徒が時間を過ごすべき学校において、そういったことがあってはならないということから、やはり最善の態勢は整えておく必要があるんだらうというふうに思っております。

余り過敏になり過ぎまして、疑心が暗鬼を呼んで、人間不信に陥っても困りますけれども、工夫の点とか、財政上の点でも可能な限り対応すべきということを強く要望いたしまして、この点については終了いたします。

次に、職員配置に進みます。

検討するというようなご答弁をいただいたわけです。ということは、その必要性を十分認めていらっしゃるということだろうというふうに思います。

県内でも割と比較的大きな市は、教育現場から

管理者を迎えるというようなことをやっておるわけでございます。本市も、管理主事1名、指導主事が8名ということでいらっしゃいますから、そういった担当の方々を取りまとめたり、あるいは現場の声というものも十分に吸い上げて、そしてその後でどういった施策を講じるかという、いわゆる実行組織という形によるんだらうと思いますけれども、必要とお認めになっていらっしゃるわけですから、その理由の主なもの、例えば、登用するといいますか、登用していきたい理由としてどんなものが挙げられるか、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 学校教育課の中に、管理職として現場からということのその背景です。これは、私も、実は皆さんに申し上げたい大きな内容であるわけです。と申しますのは、教育面は、ハード面も大事ですけれども、ソフト面が非常に領域が広いんです。毎日の学習指導という面と、それから児童生徒指導、それから保護者、地域とのかかわり、こういう面の仕事量はかなりのものです。ですから、こうした面で、ソフト面の指導体制をもっとしっかりとつくっていく必要がある。

それと、例えば児童生徒指導についても、事後指導というよりも、もう少し予防的な、積極的な指導ということになりますと、これは県の指導体制ではとても追いつかないわけです。現場、この那須塩原市の実態に即して予防的な指導、積極的な指導を進める必要があると、そういうことで今、取り組んでおります。非常に人手不足を実感しながらやっております。ソフト面の指導者の責任者として、ぜひ管理職を登用したいと、そういう気持ちでおります。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩をいたします。

午後1時に会議を再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 先ほどの教育長の答弁の中に、特に教育の場面においては、ハード、ソフト、両面があると。その中で、ソフト面については、非常に領域が広いというお話でした。

その広い領域のソフト面の充実に向けて、いわゆる学校教育課のほうの管理者を現場から登用するという考えについては、その必要性を認めていらっしゃるって、検討をしていきたいというお話でございましたけれども、これからどのくらいの時間をかけて、いつぐらいの時期に実現していきたいというふうに考えていらっしゃいますか。これは教育長にお聞きをしたいと思います。立場上難しいという部分もあるかと思うんですが、個人的な願望ということでお答えいただいても結構でございます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 財政措置が必要になりますので、財政当局と相談しなければなりません。年度切りかえでそういう体制が組めればと、こう希望しております。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） はい、ぜひとも果敢に取り組んでいただきたいというふうに希望いたします。教育行政については、以上で終わります。

次に、建設行政のほうにいつて再質問をさせていただきますけれども、都市計画、地区計画の一

部見直しについて、先ほど市長のほうからの答弁で、25mの高さ制限については堅持すると、変える考えはないというお話でございましたけれども、1回目の質問の中で触れましたが、いわゆるその内容が決定して以降、3年間でわずか2件の建物しか建設されておられません。しかも、それは全部7階建てでございます。その建物の経営者お二人に直接お話をお聞きしましたところ、できればやはりせめて10階建てにしたかったというふうに言っておられました。このことを聞けば、やはり施設の集積というものに対して水を差す結果になっていると思いたいますが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 高さにつきましては、先ほども市長から申し上げたとおり、景観の関係等々で決めたということでございます。でも、議員おっしゃるとおり、一方から見るとそういう制限ということで、これをどこで折り合わせるかと、こういうことだと思います。

いずれにしても、区画整理を現在進めておる中で、そして今年度で西地区については完了すると、そういう中で、議員指摘がありました14年に、そういうことを見越しまして景観上必要だろうと。黒磯市の時代がございますけれども、さわやかな高原都市を目指すまちづくりをしておったわけございまして、そういう観点から、那須塩原駅をおりて北のほうを見たときに那須連山が見えると、こういうことで決めた、こういう経過でございますので、先ほど市長が申し上げたとおり、すぐに変更するという事は考えてございません。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） すぐ変更する考えはないというお話でございますけれども、先日の質問で、松原議員からも質疑ございましたけれども、区画

整理地内、特に那須塩原駅前周辺だとか、ああい  
ったところのいわゆる土地利用、それからいろ  
ろな建設物の集積、こういったことを図るには、  
行政がある程度方向性をきちっと示して、それも  
民間事業者が魅力のあるような内容を盛り込んで  
いきませんと、なかなかこういった時代ですから、  
思い切って資本投下をして進出するということには  
ならないわけでございまして、そういった点を、  
やはり私はもう少し取り組む必要があるのではな  
いかなというふうに思うわけです。

そして、那須連山の眺望とも調和した良好な景  
観形成を図るため高さの制限を定めるというふう  
におっしゃっていましたが、では、ちょっと  
逆の言い方をします。

現実にはこんなことはあり得ないというふう  
に思うんですが、私、那須塩原駅の階段からおりて、  
フロアといいますか、モニュメントがあって、巻  
狩大将鍋がある、あのところから北のほうをこう  
見ましたけれども、確かに今は那須連山が見事に  
見えます。しかし、もし25mでよしとしている現  
状の中で、もし駅広場に隣接したところから林立  
して25mの建物が建ったとしたならば、これはど  
うでしょうか。全く見えないんですよ。ですので、  
現在のイメージからそういうふうな発想をしてい  
るということであって、25mというふうに設定し  
ている中で、もし林立した場合には、現実、今、  
言っている現時点での眺望は得られないんですよ。

そういうことを言えば、その5mの差といいま  
しょうか、そこにこだわる理由というのが何なの  
かなというふうには私は思えてならないんですが、  
再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 確かにそのとおりだと  
思います。5mではよいのかどうかという問題も  
あると思いますので、どこかで線を決めなければ

ならないという問題だと思います。

ただ、先ほどの話の中で、広場から見た場合、  
林立した場合には見えないだろうと、こういう話  
でございすけれども、もちろんそういうことで  
ありますが、あそこの通りは真っすぐ直線になっ  
ておりまして、両側にビルがもし建ったとしても、  
ある程度の眺望が見えるというところございま  
す。

そんなことから、今、指摘のありました25m  
ということでその当時決めたわけでございすか  
ら、それが30m、あるいは35m、どこがいいか  
という線は、なかなかこれでよしというわけには  
いかないと思いますので、いずれにしましても、ま  
だ3年という経過の中、あるいはこれから市街地  
がどうされるか、あるいは那須塩原市としての中  
心的なまちづくりの中心になるところございま  
すので、そういうものをそろそろ含めた中で、今  
後将来的には検討とかそういう問題も出てくるの  
かなと、こういう気がしておりますけれども、現  
在のところはそういうことで、すぐに改正するこ  
とはないと、こういうふうに申し上げていると  
ころでございます。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 私から補足説明をさせてい  
ただきます。

今、部長が申しあげましたように、駅前の通り  
は真っすぐということで、通りに立てばというこ  
とになるわけでもございすけれども、実は、あ  
れを多分計画したときの話になりますと、要する  
に新幹線のホームに立ってみて、そこから那須連  
山が見える範囲ということで、商業地域について  
はそういう設定をしたというふうになったと、私  
も記憶をしておるわけでございす。

そういうことで、那須塩原駅前について、新幹  
線おりて、あそこからこう眺望した場合に那須連

山が見えるという、そういう環境を保とうという  
ことで、そういう決めたというふうにして  
おります。

以上です。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） そのことについては、私も  
承知しております。

例えば、25mを30mにしたからといって、下か  
ら見上げた状況じゃなくて、新幹線をおりてホー  
ムで見たときに、例えば5m上げたからといって、  
その眺望が失われるかと。つまり、ホームから見  
たときに、それが失われるかという疑問を呈した  
ときがあったんですが、市長さんは東那須野地区  
出身ですから、殊さら思い入れが強い部分もある  
のかもしれませんが、この決定は、旧黒磯  
市時代に決定されたものでして、それから合併を  
経て、今、那須塩原市となっているわけござい  
ますから、状況が違うと思うんです。

やはりこの合併をして、そして、この地域の住  
民の方々、あるいは市内の市民の方々が、やはり  
その合併したことによって何か違うぞと、何か変  
わるぞと、ましてやその那須塩原市の駅周辺とい  
うのは、いわゆるこの県北のゲートシティとして  
ポテンシャルが高いわけですから、やはりそうい  
ったところを率先して、ましてやその事業者の  
方々にいろいろお聞きしますと、用地を取得して、  
せっかく求めた土地から効率的に、建ぺい率80%、  
それから容積率が400%ということはありませんけ  
れども、その分土地を広く求めればいいわけござ  
いますから、そういう中で、やはり最低10階は  
欲しいと。そういうふうに言いますと、その10階  
というのは、大体おおむね30mと。31m以上にな  
りますと、また建築基準法でいろいろと規制がか  
かります。避難のための、何ですか、非常の昇降  
機をつけるとか、いろいろお金が余計にかかって

しまいますから、事業者はその辺をやはり考えて  
いますよ。効率性を求めているながら、それ以上  
してしまうと建物にお金がかかってしまうと、効  
率性が求められないということですので、そうい  
ったニーズというものも、やはり的確にとらえる、  
そうした中で、どういうふうにならぬ那須塩原市の駅前  
を発展させていくかと。そして民間の活力という  
ものを誘導、誘発するかということが、やはり行  
政に課せられた命題だろうというふうには思っ  
ております。わずか3年しかたっていないという  
ふうにおっしゃっておりますけれども、3年であ  
ったとしても、もし本当に進出しようという事業  
所があれば、もっともっとあそこにもいろいろ建っ  
てしかるべきだというふうには思っております。

私も、決して東京のようなコンクリートジャン  
グルを望んでいるわけではありませんけれども、  
それにしても、余りにもあそこの前の土地の有効  
利用というものが図られていない。いわゆる首都  
圏、あるいは外部から那須塩原市においでにな  
った方々が、駅前におりたときの第一印象、ファ  
ースト・インプレッションというふうに言っていた  
人もいましたけれども、那須連山のすばらしい眺  
望、これは皆さんひとしくそういうふうにするで  
しょう。しかし、その後をぱっと見たときに、何  
もないねということだろうと思うんです。これ  
では、都市機能としての、いわゆる受け皿としての  
内容が備わっていないという形になるわけです  
から、何とかひとつこの25mを30mにする。もしど  
うしても変える気持ちがないというふうにおっし  
やるのであれば、試行的に、それは難しいのかも  
しれませんが、一定期間を設けて緩和措置を講ず  
ると。今の段階だったら、私はできるんじゃない  
かというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） そういうことでご提案

いただきました。

いずれにしても、道路だけがまちづくりじゃございませんので、あの地区は今後とも、先ほど申し上げましたとおり那須地区の中心地であろうということで、今後もまちづくりの中で、総合的にご提案いただいた検討も、中でも検討させていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） これ以上申し上げても、色よい答弁はいただけなさそうですので、また、しかるべき時期に再挑戦をするということで、この項については終了いたします。

次に、各種建設工事に関連した資材の調達の改善についてということでご答弁があったわけですが、あくまでも市のあずかり知らないことであると、あくまでも取り扱い業者の問題だといったような内容に聞き取れたわけですが、実は、このような寡占状態になった背景というものについては、いわゆる市のほうにも責任の一端があると私は思っております。

例えば、メーカーが製造するスタンダードな部材を使えば、取り扱い業者も多くなるわけですから、寡占状態は解消されるわけです。わざわざ市は、市独自のスペックというんでしょうか、いわゆる市のものを指定している、こういうことなので、業者が限られて、現在のような状況が生まれるというわけです。もちろん取り扱い業者の企業努力ということもあるんだろうとは思いますが、そこで、今後はスタンダードな資材、部材というものを使用していくという考えがあるかどうか、お尋ねをします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、市の指定しているものとい

いますのは、現在下水道のマークのふたが指定してございます。それで、現在3メーカーほど指定をしておるわけでございます。

そういう中で、今後も、要するに市のシンボルマーク、あるいは汚水・雨水区別等、これは合併する前も黒磯市、西那須野町においても当然そういうマークをつけて工事をしてきたという実績がございます。そういう中で、新しい市になったわけですから、新たなものを今後検討していかなければならないと、こういうふうに考えておりますので、当然そういうことになるとメーカーも指定されてくるだろうと、こういうことだと思います。

そういう中で、たまたま今回合併をした中では、そのメーカーの代理店といいますか、そういう取り扱う業者が、旧黒磯市において1社、あるいは西那須野町においては1社ということで、2社になって1つの市の中にごございますので、そういう意味からは、今までよりは緩和された、いわゆる商取引が行われるのではないかと、こういうふうに期待をしているところでございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 旧黒磯市では1社、旧西那須野町では1社ということで、2社になったということで、その分ふえたということなんだろうと思います。

例えば、どうしても特注品といいましょうか、市の独自のスペックのものを今後も使うということであれば、市がメーカーと直接契約をして、そして市が買い上げて、現場ごとに資材支給ということの方法もあろうかと思えます。そのことのほうが、はるかにコストも削減できるということが言えると思うんですけども、その点に関してはいかがでございましょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 市が、要するに材料を

支給するということだと思いますけれども、必ずしも単価が安くなるかどうかというのは別問題としまして、そういうものもできないことはないというふうに考えますので、それがやれるかどうかは今後検討させていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） いろいろ今まで申し上げましたことは、特定業者に偏る寡占状態の解消について、市がある程度の方向転換をすれば改善が図られるという点から申し上げたわけでございまして、実はそのほかにもいろいろちょっとありまして、寡占状態が引き起こす、もっと重大な問題があるんでございます。

いわゆる特殊な仕様の資材、部材でございますから、それを取り扱う業者から、受け入れ業者は購入をしなければならないわけです。しかし、特殊な資材を取り扱っているという強みからといたしまししょうか、その特殊な資材と関連した資材まで購入をしないと販売してもらえない、あるいはその特殊な資材のみだけを気持ちよく購入できないといったような業者間のいろいろ不平不満というものが出ております。これは、いわば商取引上のモラルを欠いたといっても過言じゃない部分なんですけど、逆に言えば、商魂たくましいということなんだろうというふうに思います。

しかし、市の特別の仕様の資材を独占的に扱っていなければ、商魂たくましいということで片づけられますけれども、この問題はそういうことにはなりません。この現状を聞いて、当局はどうこのことについてお考えでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 先ほども申し上げましたけれども、商取引の中身まで私のほうも把握をしておりますので、今、お話しあった状況は把握してございません。

いずれにしても、現在までは、たまたま下水道の関係は1社ということでありましたんですが、先ほど申し上げましたように2社、今後なりますので、その辺の対応をちょっと様子を見たいと、こういうふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） はい、わかりました。

市に関係する資材の取り扱い業者の、いわゆる商取引モラルについては、市が直接かかわる事例ではないというところだと思うんですが、やはりかかっているということからすれば、その辺についても改善する必要があるかというふうに思いますし、このことが改められれば、購入する業者の不満というものは解消されまして、良好な関係が図られて、寡占状態に対する不満というものもおのずから鎮静化をするのではないかなと、こんなふうに思えます。

このような問題が起きないように、ある程度、やはり市がきちんと対応することで解消するように強く申し入れを行っておきます。

時間がございませんので、那珂川周辺整備のほうに移ります。

黒磯やなから上流部にある鳥野目河川公園まで、河川わきの道路が人の交通、車両の通行とも可能であるのに対して、「おもいで橋」の車両の通行を禁止している理由は何でございませうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） ご案内のとおり、道路といいますか、あそこの河川敷の隣は、いわゆる河川敷でありまして、県の管理通路という形で、市道ではございません。そういうことで、私のほうでも管理をしておりますし、県としても、管理するための通路に橋をかけたと、このように伺っております。

そういう関係で、あそこを県の管理としては通してもいいんだろうと思いますけれども、本市としては、公園に通じる通路になってございますので、公園のほう、昔、通行どめしていなかった時代がありまして、実際に車が入って、公園を荒らされたという過去の事例がございます。そんなことで、公園管理上からも、今の状態では通行は難しいだろうということで、車両は通行しないようにということでお願いして、ああいう形になっていると、こういう状況でございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） あの道は、県の管理道路ということだそうですが、砂利採取場方面から那珂川に進む細く流れるところに、大変豪華な、そして重厚な、しかもかなり幅員もある「おもいで橋」というのがかけられてあるわけでございますけれども、単に人の通行だけの目的なら、いわゆる木製の橋で、しかも周囲の景色になじむような利用目的に沿った橋でよいわけでございますけれども、県の事業で建設する際に、いわゆる使用目的、あるいは形状、そういったような部分というのが、事前に市に対しても協議する機会があったかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） つくったのは平成12年というふうに伺っております。たまたま平成10年の豪雨災害がありまして、河川改修にあわせて橋もつくったものというふうに理解をしておりますけれども、私もそのつくるに当たって、市のほうに協議があったかどうかということまでは、今の状況の中では把握しておりませんので、ちょっとその辺は何とも答弁できないところでございます。

○議長（高久武男君） 4番、阿部寿一君。

○4番（阿部寿一君） 県が必要以上の橋を建設してくれるから、車両の通行を可能にしてほしいと

いうふうに思う利用者もいるのかなと、逆に思うわけです。

私、河川法の対象地域ということで、1級河川の場合は、管理者は国土交通大臣と。その権限の一部である管理は県が代行しているわけですので、通行可能とするためには、県の許可を受ければよいというふうに思うんですが、その理解でよろしいのか。あるいは期間を限定して通行可能にする方法というものをとれると思うんですが、その点についてお尋ねをします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） これは、管理用道路ということをつくったんだと思いますけれども、管理というのは、人が歩くだけじゃなくて、管理するために自分の車を通すという形をつくったんだろうと思います。それは、通させるか、通させないかという問題につきましては、県が管理しておりますので、市道でもないということで先ほど申し上げたとおりでございますので、その辺については、今後県のほうとも確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、現況では、私のほう、市としては、公園のほうの管理上、例えば通路的に確保が公園内にできて、そこにさく、あるいは植え込み等そういうものを全部整備した中で通行できるような状態になるのかという問題もありますので、それができない現状では、まだ私のほうも通させてくださいよというふうに県のほうに申し上げるわけにもいかないと、こういう状況でございます。

○議長（高久武男君） 以上で、4番、阿部寿一君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 関 谷 暢 之 君

○議長（高久武男君） 次に、19番、関谷暢之君。

〔19番 関谷暢之君登壇〕

○19番（関谷暢之君） 議席19番、関谷暢之でございます。

那須塩原市初の市議選がありました、今回初の定例会ということで、4日間にわたりまして一般質問を繰り広げてまいったわけでございます。私で15人目、最終の登壇者でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、さきに提出いたしました市政一般質問通告書に従いまして、順次進めさせていただきます。

まずは、大項目の1番、行財政改革という視点から、(1)指定管理者制度の導入推進についてということでお伺いをいたします。

指定管理者制度は、平成15年6月30日公布、同年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により導入された制度であり、これまで地方公共団体における公の施設の管理運営主体を、市の出資法人や公共団体等に限定してきた管理委託制度にかわり、民間事業者も含め、幅広い団体にゆだねることができるようになった制度であります。この改正に背景には、公共性、公明性確保を第一義とする公共施設という分野にも、多様化する住民ニーズへの効果的対応と効率性重視が求められる現代の社会経済的要因があるものと思われれます。

これまでの管理委託制度ではぬぐい切れないお役所的体質を一掃し、民間事業者の能力、ノウハウを最大限に活用しながら、多様化する住民ニーズにこたえ、市民サービスの向上とコスト削減を図ることこそが、同改正法の目的であり、まさに行財政改革実践のための制度と言えるのであります。

同時に本制度に係る条例案が今定例会にも上程

され、その説明、質疑、答弁の中でも明らかになったように、本制度の実質というものは、それぞれの自治体にゆだねられているものであり、制度を生かすも殺すも、那須塩原市にかかっているのであります。

改正法施行の日から3年の経過措置の中にある現在、全面施行を来年9月1日に控え、急ピッチの作業を強いられると同時に、合併に伴い同法への対応、検証のおくれがあるであろうことも理解しつつ、当市にとって有効な制度導入推進が図られますことを願い、4点についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、指定管理者導入に当たり、当市における目的と運用への考え方をお伺いいたします。また、当市において対象となる施設数と運営の現況、公募となり得る施設数の見込みをお伺いいたします。

2点目といたしまして、選定委員会の構成と運営、選定審査の方法と透明性の担保についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、募集要項の基準の設定とその作成期間、並びに制度そのものを含めた周知活動、方法についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、施設利用者のニーズの把握と反映方法、並びに指定管理者が提供するサービスの質の担保についてお伺いをいたします。

次に、行財政改革の(2)といたしまして、事務組織機構と庁内改革についてということでお伺いをいたします。

近年叫ばれる地方分権、地方主権には、すなわち地方行革が同時に求められるものであり、その地方行革を推し進める自治体としての適正規模の土台づくりが、市町村合併、今日の平成の大合併であります。

今般の地方行革の流れは、1980年代、政府・自



民党に行革推進本部が設置されたのを契機とし、橋本内閣の折には、まさに日本中に行革のあらしが吹き荒れ、情報公開法の制定や種々の規制緩和を初め、地方分権推進委員会の設置による、いわゆる第1次分権改革として、機関委任事務の全廃や国庫負担制度の改革、市町村規模適正化の勧告等もなされました。その後、激動の政局を経て、三位一体の改革、構造改革路線を唱える小泉政権下に至った今日も、不安定な社会経済情勢などを背景に、行革を求める国民の声、地域住民の声はますます大きくなってきております。

当那須塩原市においては、合併を成就し、地方行革を進める上での立派な土台ができたところがあります。しかし、問題は、今後の行財政改革への取り組みとその集積実効性であり、まさにそこにこの合併の真価が問われているわけで、市民からも大いに注目されているのであります。

そこで、重要なのが、当市行政の組織機構が、行改推進を図る上での組織機構として有効性と機能性、実効性にこたえるものであるか。また同時に、住民サービスをつかさどる行政組織機構として、市民と時代の要請にこたえ得るものであるかを常に検証していかなければならないと考えるものであります。合併協議の中でも、多くの議論と時間を費やした案件でありましたが、新市発足から半年が経過した今、当時の机上の議論から、実態と実感に基づく議論を深めるときと考えるものであります。

そこで、4点についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、機構としての支所長の位置づけと権限について、現況と展望をお伺いいたします。

2点目といたしまして、総合政策室の具体的業務と今後の展望をお伺いいたします。

3点目といたしまして、各調整班の具体的業務

と今後の展望をお伺いいたします。

4点目といたしまして、住民サービスと行政効率向上の観点から、さまざまな行政改革、例えば行政評価システム、ISO、定員適正化計画などに取り組む上で、現行の組織機構の課題と展望をお伺いするものであります。

次に、大項目の2番、教育行政から、(1)耐震診断と学校施設の整備改修についてということでお伺いいたします。

学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす学習や生活の場であるとともに、地震などの災害発生時においては、地域住民の緊急的避難場所としての役割も果たすことから、学校施設の耐震対策とともに施設整備を進めることは、極めて重要な課題であります。

耐震工事事業は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けて、政府が公共建物の耐震診断を急ぐ必要性を認め、事業への補助を全国対象に広げ、かつ耐震診断と耐力度調査の費用に対しても国庫補助を行うことにしたものであります。

しかしながら、平成14年5月に実施された初めての全国調査、公立学校施設の耐震改修状況調査において、学校施設は、耐震診断すら大きく立ちおくれている現実が明らかとなり、文部科学省は、同年7月31日付の「公立学校施設の耐震診断実施計画の策定について」により、全国的な取り組みの強化を図り、17年度までにすべての公立学校施設の耐震診断を終えようとする3か年計画を求めたのであります。

当市においては、合併という特異な事情もあり、手つかずの状況にあるわけではありますが、新市建設計画にも明記されており、事業がいよいよもって具体化してまいりました。莫大な事業費を要することが想定される事業であり、また、学校施設における本事業は、単なる耐震化にとどまる問題

ではなく、多岐にわたる要素を含んでいることから、総合的見地からの事業取り組みが必要と思われます。

そこで、2点についてお伺いさせていただきます。

1点目といたしまして、当市小中学校施設において、耐震補強工事の対象となる新耐震設計基準以前に建設された建築物、棟数をお伺いいたします。

2点目といたしまして、学校施設の耐震診断と耐震補強工事の実施計画の内容と考え方をお伺いいたします。

さらに、教育行政の(2)、学校規模の適正化と施設整備についてということでお伺いいたしますが、子供たちの最も身近にある学校施設の整備や全校の安全性の確保はもちろんのこと、教育環境としての健全適正化として充実も求められるものであります。施設の老朽化、教育施策と設備の整合性、児童生徒数と施設の適正化など、未来を担う子供たちにとっての今という時間は限りなく貴重なものであり、迅速にしてしっかりと未来を洞察した課題対応が必要と考えます。

そこで、1点お伺いいたします。

近年の教育施策として、少人数学級のさらなる推進も見据え、学校規模と施設整備の現況と課題、西那須野両中学校を代表とするマンモス校の解消、適正化に向けた今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

最後の項目になりますが、道路行政についてお伺いをいたします。

平成の大合併と言われる時代の大きなうねりの中、那須塩原市という新しい都市が栃木県北発展への雄途についたわけであります。新たなまちづくりには、まずは市民の一体感の醸成を基礎に、地域資源を最大限に活用する戦略的な社会基盤整

備が必要であります。

その社会基盤整備の筆頭格となるのが、道路であります。市民一体感の醸成、交流促進のための基幹道路整備、あるいは那須塩原市の大きな資源であります主要国土交通軸を有効に活用した道路政策、都市政策は、産業経済基盤の整備強化にも直結する重要な問題であります。さらに、北那須地域の核である当市の道路行政は、近隣自治体、広域圏都市政策への影響、責務も有する認識に立ち、経済や市民交流を阻害するような問題、元凶は早期に改善すべきと考えます。

そこで、3路線、6点についてお伺いをいたします。

(1)国道4号の渋滞緩和について。

1点目といたしまして、西那須野地内烏ヶ森入り口から西富山付近の恒常的渋滞緩和策について、ミニバイパス機能を有する都市計画道路3・3・2号線（烏ヶ森線）の事業見直しを含め、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、東那須野地内大原間から東小屋付近の恒常的渋滞緩和策について、国道事務所の4車線化計画の見直し、並びに当市における本年度の道路整備計画策定をも含め、お伺いをいたします。

次に、(2)主要地方道西那須野・那須線についてであります。

1点目といたしまして、恒常的渋滞著しい上赤田地内の国道400号との交差点における交差点改良事業の見直しについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、平成16年12月24日、赤田・埼玉工区の全線開通により、地域間連携を向上させ、新市に求められる交通需要にこたえる有効路線となったわけでありますが、道路機能として、より充足を図る上で、島方・上厚崎間の工事見直しについてお伺いをいたします。

最後に、(3)国道400号バイパスについてあります。

1点目といたしまして、平成20年供用開始予定の国道400号バイパス、都市計画道路3・3・1号線ですが、この路線と国道4号との交差点付近は、交通量、構造上等からも大変な混雑が予想されるわけですが、その対策についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、太夫塚地内においては、特に東小学校通学の児童たちへ配慮した歩道橋などの横断施設の整備計画についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問であります。ご答弁のほどをよろしく願います。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 19番、関谷暢之議員の市政一般質問にお答えいたします。

行政改革についての質問にお答えをいたします。事務組織機構についてご質問がございましたが、これらについて順次お答えをいたします。

まず、支所長の位置づけと権限は、それぞれの支所にかかわる日常業務の庶務人事関係の統括であります。それぞれの支所にかかわる事務処理は、行政組織上の担当事務の区分により本庁事務に集約されることとなっておりますので、支所長のかかり方に若干の問題があるという感じをしておりますが、支所内での報告、会議等で解消していくものと理解をしております。

次に、総合政策室の具体的業務についてですが、総合政策室は、いわば那須塩原市の行政改革推進課というべきものであり、行政改革に包含されている事務事業評価、人材育成、さらには

前段でお答えいたしました指定管理者などの制度設計を業務として継続性のある部門であります。

さらに、各調整班の具体的業務であります。3支所のそれぞれの課を調整、統括すべく設置した本庁機能、すなわち内部の総合調整機能を有する部門であります。

これらの今後の展望についてもあわせてお尋ねがありましたが、4番目の住民サービスと行政効率の向上の視点から検討を加える場合でも、支所の権限や総合政策室、調整班の業務は相互に関連し合う事項であることから、組織機構全体を見て、課題の抽出、展望を探らなければならないと考えており、山本はるひ議員にお答えしたとおり、支所が並列であることから来る弊害の有無、事務の効率化によるサービスの低下の問題の有無といった点検作業の後、改善できる部分については、逐次改善してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についてお答えをいたします。

耐震診断と学校施設の整備改修についてお答えをいたします。

耐震診断は、建築基準法の耐震関係基準の改正により、昭和56年度以前に建築された、床面積が200㎡以上の、または2つの階を有する非木造の建物が対象となっておりますが、本市においては、小学校が、校舎38棟、屋内運動場22棟、中学校では、校舎12棟、屋内運動場では9棟、計81棟となっております。

耐震診断に基づく改修工事は、新市建設計画にも位置づけられておりますが、平成17年度は耐震対策を含めた総合的な改修計画の策定を予定しており、その結果に基づき、緊急性、必要性を勘案し、計画的に改修工事、または補強工事を実施してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、建設部長、教育部長から答弁をいただきます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 私のほうからは、1番目の行財政改革についての中の1番目にありました指定管理者制度につきまして、お答えをさせていただきます。

導入の目的と運用及び対象施設数と運営現況、並びに公募となり得る施設数の見込みとのご質問に、まずお答えをいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が、先ほど議員からも発言がありましたように、平成15年9月2日に施行されたことに基づき導入されます制度でありまして、本市におきましては、多様化する住民ニーズにこたえとともに、より効果的、効率的に公の施設の管理運営を行うために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的といたしております。

まず、対象となる施設数は、現在の調査ですと151施設でございます。それぞれ直営ないし管理運営の委託をしていますが、公募となり得る施設数につきましては、現在施設所管課から施設の概要調書というものを収集いたしまして、整理している段階でございます。公募の見込み数については、もう少し時間をいただきたいと思います。

次に、選定委員会の構成と運営、選定審査の方法と透明性の担保についてお答えをいたします。

本定例会終了後に那須塩原市指定管理者選定委員会設置要綱というものを制定を予定しております。その中で、委員構成につきましては、助役以下各部長で組織したいと考えております。

なお、選定審査につきましては、本定例会に上程しております「那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条に基づきまして選定してまいります。具体的方法については、現在検討中でございます。また、透明性の確保関係についてでございますが、学識経

験者等の意見聴取や指定の告示行為等によって図れるものと考えてございます。

さらに、募集要項の基準の設定と作成期間、並びに制度そのものを含めた周知活動方法についてでございますが、先ほどの条例第2条第1項に規定いたしました7つの項目を、各所管課におきまして、広報紙及びホームページ等により掲載して、周知をしてみたいと考えております。

最後に、施設利用者のニーズの把握と反映方法並びに指定管理者が提供するサービスの質の担保についてのご質問にお答えしたいと思います。施設の概要調書を参考に、施設利用者のニーズに基づいた今後の方向性を審議する考えでおります。また、申請の手続において提出してもらう事業計画書等により、申請団体が提供するサービスの質の担保と施設利用者のニーズとの整合性を考慮して、選定する考えでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 2番、教育行政の2番、学校規模の適正化と施設整備についてお答えを申し上げます。

今年度、県の施策としまして、中学校の全学年に35人学級が実現し、本市では、5校で7学級増となり、11学級以下の小規模校は3校、12から18学級の適正規模校は4校、19学級以上の大規模校は2校となりました。学級増分の教室は、各学校でゆとり教室を普通教室として利用したため、現時点では普通教室の不足は生じてはおりませんが、学校によっては、習熟度別授業をする場合に教室が不足することが考えられます。

また、小学校においては、40人学級でクラス編制をしており、小規模校は12校、適正規模校は9校、大規模校は4校となり、現時点では、普通教室不足にはなっておりませんが、ゆとり教室がな

い学校が出てきました。今後、小学校における少人数学級の推進や児童生徒数の推移を見据えると、施設の増築が必要となる学校やゆとり教室がなくなる学校が出てくるのが考えられます。

今後は、児童生徒数の推移、耐震診断の調査結果、国・県の施策の動向等を見きわめ、総合的に判断し、学校規模の適正化に向けた施設整備を進め、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 3番の道路行政につきまして、答弁させていただきます。

まず、(1)の①でございますけれども、国道4号は、本市を南北に縦断する国土幹線軸であり、その整備促進については、平成11年度矢板市以北の関係市町村と連携を図りながら、国道4号栃木県北部地域整備促進期成同盟会を設立し、国・県に陳情や要望活動等を実施してまいったところでございます。

平成16年度には、国・県沿線市町から成る一般国道4号矢板IC以北道路計画検討会が設立をされました。一般国道4号矢板IC以北の整備につきましては、検討会において東北自動車道の社会実験の結果を踏まえつつ、交通状況の沿線環境及び周辺土地利用等を勘案しながら、整備方針などについて検討しているところでございます。

なお、西那須野地区内の国道4号整備は、旧西那須野町が策定いたしました西那須野町幹線道路整備基本計画におきまして、都市計画道路3・3・2号——烏ヶ森線でございますが——を国道4号バイパスとして位置づけをしており、早期に整備されるよう国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、②の東那須野地内でございますが、

当国道4号につきましては、国に対して高根沢以北の4車線化の整備要望を行っているところであります。また、大原間、東小屋付近につきましては、歩道が唯一ない地区でございますので、これの歩道の設置につきまして要望しているところでございまして、あわせて4車線化も要望していると、こういう状況でございます。そういう中で、国道事務所も早い時期に現地の調査等を進めたいと、このように伺っております。

続きまして、(2)の主要地方道西那須野・那須線についてお答えを申し上げます。

主要地方道西那須野・那須線は、全線が開通いたしますと、県北地域の経済産業の活性化や観光開発に大きな役割を果たす重要な道路であると考えております。現在までに、上赤田地内から島方地内まで整備されておりますが、ご質問の国道400号との交差点につきましては、関係者の協力が得られれば、来年度から事業に着手したい意向と、このように伺っております。

また、島方・上厚崎間の工事の見通しにつきましては、渡邊議員にもお答えをしたとおり、現在施工中の上厚崎工区の整備促進、あるいは、ただいま申し上げました上赤田地内の事業着手を要望しておりますので、これらの事業の進捗状況を見きわめながら、今後とも引き続き整備をしていただくよう要望してまいりたいと考えております。

3番目の400号バイパスについて、お答え申し上げます。

平成20年供用開始予定の一般国道400号（大田原・西那須野バイパス）と国道4号の交差点付近の整備でございますけれども、一般交通の円滑な流れと歩行者の安全に十分配慮した交差点計画を、国・県に要望してまいりたいと考えております。また、一般国道400号バイパスと太夫塚地内の市道交差点部の横断施設の整備計画につきましては、

歩行者の安全を最優先に交差点整備を実施するよう、県にお願いしてまいりたいと思っております。また、歩道橋の設置につきましては設置基準が定められておりますので、交通安全対策上設置できるかどうか、県とも今後協議をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、指定管理者制度でございますけれども、前段申し上げましたように、この制度は、各自治体の裁量という部分にその実効性をゆだねられているわけでございます。通則となる条例案が今定例会にも上程されているわけでありましてけれども、まずは当市としての基本方針と申しますか、そうした総括した姿勢というものが、この制度をどういった方向へ導いていくのかという指針になるんではないかというふうに思うわけです。こうした基本方針的な大綱を作成する予定はあるでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

施策大綱的な表現の文書みたいなものは、改めてつくる考えは現在のところはございませんけれども、住民への周知、その他いろいろこれから作

成していく文書におきまして、その趣旨が十分に市民、または指定管理者を受けようとする業者等へ周知ができるように、広報も含めながらしてまいりたいと考えております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 全くそのとおりでありまして、そうしたことが非常に重要であると。指定管理者となろうとする者、そしてまた住民への周知というようなことで、その辺がだれしもが明確にわかるというような形の手法として、私は基本方針的な大綱をとということで申し上げたわけですので、その辺はぜひ実行していただくということでお願いしたいと思います。

それで、現段階といたしまして151施設ということで、直営あるいは管理委託という中で運営されているということでありましてけれども、その中で、公募となるということに関してはまだ調整中ということでありましてけれども、逆に現段階として、公募とはならない、そぐわないという判断にあるような施設の分類、性格上の分類ということで結構ですけれども、そうしたものがございましてでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

現在のところ、その概要調書が各所管から出まして、担当部門で今まとめております。そこにも、担当部門なりの判断、要するに直営にするか、指定管理者にするか、そしてかつ公募をしていくかという判断も記載してもらっております。その辺の内容については、私も掌握しておりませんので、ここでどういうものという分類上でお話しできませんけれども、イメージとして、市がつくってきた外郭団体、例えば振興公社は、市が主体的にこうつくってきたものを、現在委託しておる内容を、一気に公募にして外してしまっただろう

うと、そういうような判断、それからまた、今まで蓄積してきた公的な社協とかシルバーとか、いろいろな市の外郭団体のノウハウもすべて否定してしまって公募にしてもいいのかどうかと、その辺については十分議論していかななくてはならないということの程度での問題でありまして、まだちょっとここで明快にお話しする段階じゃないです。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それでは、市長にお伺いしたいと思うんですが、今も出ました施設振興公社でありますとか、現段階、前文でも申し上げたように、この合併という特異なときを挟みましたので、来年の9月1日までにとりいう部分での検証する時間が非常になかったという部分は理解しておるわけでありましてけれども、そうした中で突然の、例えば公社の解体とか、そうしたものには、現時点では難しいという部分もよくわかりますが、将来像として、その方針をどのように持っているのかと。

そうしたベースがないと、この制度もどうした方向に行くのかということには、幾ら時間がない中といっても、余りにも不備なんではないかと思うんですが、市長として、この制度を生かしながら、現行の委託先であります組織でありますとか、あるいは公社などの扱いについてどのような方針をお持ちか、お聞かせください。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） お答えをいたします。

合併していく中でも、行政の効率化というものを前提にした合併でもございます。そういう意味で、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減を図っていくということで進めるわけでございます。当然これまで公社等が幾つかあるわけでございますし、それらも合併をして進めております。私どもも公社の役員という形で入

っておるわけでございますけれども、そういう中では、もう既に皆さんも事業者の1人ですよ、いつ公募になっても当然競争がありますよということで、自分たちの仕事をしっかりやっていただきたいと、今後も競争に負けないようにしていただきたいということでお話しを申し上げます。

以上です。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） わかりました。

それで、選定委員会の部分に触れていきたいと思うんですけれども、これが条例案のときにも質問した中で、附属機関ではなく内部組織ということで、助役以下部長で構成していくということでもありますけれども、果たしてその内部組織としての、また助役以下部長級という中での構成の中で、施設利用者のニーズという部分にもかかわってくるわけなんですけれども、経費の節減だけでなく、サービスの向上という部分に触れていく中で、そうしたメンバー構成だけで選定をしていくということについて、私はもう一工夫欲しいかなと思うんですが、まずはわかりやすく施設利用者のニーズの反映ということを、選定段階でどのようにこの組織の中で反映させていくのか、お考えを伺わせてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

それぞれ施設には関係職員が配置されております。まずもって、その関係職員の出席を求めて、実情を把握する、聞き取るというような方向で、内部の作業の中で意見を把握していくという考えで、現在はおります。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 施設利用者へのアンケートでありますとか、パブリックコメント、そうしたことの直接的なニーズの把握ということはお考

えではないのでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 選定時に直接利用者のお話を聞くというのは、基本的には、専門的なものがあってどうしても聞かないとわからないというものがもしあれば、それは聞くことができるように、要綱にしたためていきたいなどは思っていますが、基本的には、担当部門が、また現場が、常に住民の方と意思疎通をしながら施設の利用を図っていくのが、基本の日常の運営ですから、それは当然にいろいろな問題点を把握しているだろうし、どうやれば一番うまくできるんだろうという考えも常日ごろ働かせながらやっているというふうな理解をもって、ですから、職員でも当然我々はその実情はつかめるというふうに、担当部門が全く住民の意向がつかめていないようであれば、それは運営自体がもう問題なのかもしれませんので、そういうことは基本的にはないと思っておりますので、それで足りるというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それで足りるんだというお考えであるということであれば、要望とせざるを得ないんでしょうけれども、行革という中で、ましてやこの制度は、民間活力、つまり民間の力が行政の中に入ってきて、協働の行政をつくっていくという一つのあらわれであるという中でありますから、当然のことながら、利用者という部分へのもう一步踏み込んだニーズ調査、お役所的にサービスを振る舞うという状態から、民間が、まさに自助努力を日々積み重ねながら、より高いサービスとより効率的な運営を図っていくという姿勢を持って、恐らく指定管理者に指定された者は臨んでくるわけでありますから、制度のこの導入時点に当たっても、そうした部分は必要じゃ

ないかというふうに思うわけです。

これは要望としておきますけれども、では、その選定に当たって、ニーズは十分に職員のほうでも掌握しているという中で、選定基準として、選定方法といえますか、評価ですか、それはどのような形で客観評価をしていくのでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

現在のところ、点数制でつけていくとか、いろいろな方法があるかと思うんですが、その辺については内部でまだ検討中でございます。きょうの段階では、具体的にこういう流れで、後でこう明快に答えが出て、こういう理由だというふうに示せるような流れではしていきたいと思っておりますが、きょう、どのようにはという形についてはちょっとまだお答えできない状況でございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） きょうの段階では、公募となり得る数、施設もまだ調整中、それからそうした選定方法についてもこれからということで、私としては、条例案も提出される、時宜を得た質問かなと思っていたわけですが、どうやらきょうの段階では早過ぎたということのようで、深い内容には追求できないというようなことなので、要望に変えていきます。いろいろとお聞きしたい部分があったわけなんです、どうやらまだ早いということのようです。

やはりまずは施設利用者のニーズ調査という部分の中でサービス向上という部分に行く、それからきちんとした基本方針というものを示していく中で、既に直営あるいは管理委託という中で行われている部分に関して、広く民間に開放していく指定管理者を求めていくとか、そうした中の周知をきちんと早い段階で広く周知をしていただいて、民間参入という部分の中で、特に地元地域ビ



ビジネスの一環として、地元業者の育成、あるいは新規事業への参入というような部分も含めて、大いなる地域の産業の活性化という部分にも結びつくものでありますので、その辺をしっかりと示していただきたいと思います。

そしてまた、やはりこれいろいろな部分で透明性というものが非常に重要になってくるものでもありますので、もちろん選定方法、例えば選定後の点数で評価したとすれば、そうしたものの公開でありますとか、当然のことながら、議決を経る段階においては、我々議会にもそうした部分も開示していただきたいと思いますというふうに思うわけであります。

そしてまた、その後の管理に対しても、モニタリングチェック機能を十分に発揮できるようなそうしたシステムもご検討いただきながら、いい制度として推進をしていただきたいと思いますというふうに要望に変えまして、次の事務機構のほうへ移りたいと思います。

まず、支所長でありますけれども、問題が若干あるということではありますが、その辺をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えをいたします。

まだ半年というレベルもあるんですけれども、この組織機構の日常業務の流れ方の点で、特に問題が散見されると。

具体的に言いますと、組織が本庁と支所の間は、それぞれ各部門は縦でつながっております。支所長はどこに入るんだろう、どこでチェックするんだろうという話になりますが、基本的には縦のラインですが、助役及び市長に上がる重要案件は必ず支所長を通るというようなシステムには、もちろんなっておるんですけれども、基本的なラインはどこでも縦というふうになっておりますので、

そういうところで、支所長の権限をと知識、それから地域の実情を把握した上でのアドバイス等の反映しにくい流れになっている可能性もあるというところで、先ほどの市長の話も、その一環でお答えしたというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） そうなんです。合併協議だよりの9月号第11号というものの中にも、ここで組織機構図が掲載されているわけなんです。支所長がどこにもこう出てこない。一体どこの部局にあらわれてくるのかというところを、非常に疑問に思っておりました。どうも今の答弁でもあいまいなんですけれども、支所長はこの機構図の中に当てはめるとしたら、一体どこにあらわれてくるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 支所の全体の調整は、基本的には、要するに職員がどう働いているかといった人事関係とかは、ともども支所長が把握するという話になって、日常の業務執行関係は、縦の部長が掌握する、支所もです。そのような流れになっていきますので、図を書くときにびたっと入るというようなやり方にはなっておりません。ですから、図示するとなると非常に難しい。ですから、助役の直轄下にいるというようなイメージで、支所の全体を見ていただいているというような発想になると思います。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） なおわかりやすく、先日は、調整班長に直接聞きたいなんていう話がありましたけれども、私、黒磯の支所長が総務部長兼務ということでやられておられるわけなので、その辺について、総務部長に、兼務という立場をもってお答えいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 私のほうに振られてまいりましたので、ちょっとお答えをしたいと思いますが、先ほど来、企画部長がお話をしておりますとおり、仕事の流れからいたしますと、支所長が直接のラインには入ってこないというふうに考えております。

特に西那須、それから塩原の支所のお二人の支所長にあつては、それなりの役割といったものが出てくるわけでございますけれども、本庁あるいは黒磯支所の私の立場からいたしますと、二足のわらじを履いているというふうな状況にございます。その辺のところ、若干ではありますけれども、今後見直しをしていく部分もあるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） ということは、兼務する総務部長と黒磯支所長という中で、明確な、今は黒磯支所長としての業務をしている、今は総務部長であるというような区割りは、自分の中ではございますか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 職員の休暇あるいは出張、そういったものについては、黒磯支所の課長のものは、私の支所長というふうな立場のところ、決裁が上がってまいります。その辺のところ、総務部長と支所長の役割といったものは、業務を遂行していく中で明確に判断ができてい部分であろうと、私なりに判断をしているところでございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） わかりました。

いずれにいたしましても、今回組織機構の問題

は、これから大きく変えていかななくてはならないという部分でありますので、問題意識を持っておられるということでもありますので、支所長への決裁権の範疇なども踏まえて、あるいはこの支所という位置づけが、地方自治法の155条にのっとりつくった支所という部分でありますので、その解釈の中でも、当然それだけの権限を有する解釈がされていくわけでありまして、その長であるという部分の中では、ぜひ一度その辺のところもよく検討していただくべきであろうというふうに思うわけでありまして。

あわせて、総合政策室あるいは調整班ということで、総合政策室が、行革推進室と言いかえればそうした位置づけでの業務が多いということ、私もそうであろう、あるいはそうあるべきではないかというふうに見ていたわけでありまして、ここにまた調整班という部分が絡んでくるんですが、一部総合政策室とのリンクをしながらやっていく位置づけもというような答弁がございました。私も、そこが一番大事じゃないかというふうに思っているわけでありまして。

山本はるひ議員のほうから、調整班については多くの質問が出ていったわけなんでありますけれども、聞いている限り、部課長会議の中で、十分にこなせるような内容ではないかというふうな、現在の調整班という中で、そうした気がするんですが、その辺どのような見解をお持ちでしょうか。これは企画部長でしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） ご存じのように、各所管の部においては、非常に多岐にわたった業務がありまして、部長だけが集まっているような部長会議等だけでは、なかなか横の調整はし切れません。その前段といたしましては、担当課同士の課長レベルの調整等がよくあるわけですが、

今度部の中にも3支所が並列であることから、その3支所の課長等みんなに協議に歩くというのなかなか大変なことになりますので、その3支所の調整をする調整班と基本的には話をすると。その調整班が、3支所の課長、またその下に話を聞いたり、指示したりして、ものを上げてくるというような流れでやっておりますので、調整班自体の機能としては、そういうものは今、役立っておりますので、なくともいいというふうに発想はなっておりません。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 私としては、調整班を現時点では否定はいたしませんけれども、やはり求めるものとしては、行革推進室の系列組織という部分のほうはるかに重要じゃないかというふうに思うわけでありまして。それぞれの事業を調整する予算、事業化等々も含めてでしようけれども、調整するという役割、もちろんどこかでは必要なものではありましようけれども、これはわざわざ調整班という部署でなくてもできるような、やはり気がしてならないわけでありまして。

むしろ、旧3地区の中で、それぞれ同じ業務の中でも取り扱いの仕方、システムというものをお持ちのほうでありまして、それらをきちんと精査して、あるいはさらに効率的なシステムを構築していくと、そうした役割で調整班というものを機能させていただきたいと思うわけでありまして。

となれば、あわせて、一体いつまでこの調整班というものを置いていくのかということも、そろそろ考えていてもいいんじゃないかと思うんですが、以上、どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下昇君） お答えをいたします。

調整班をいつまでも残していこうという意図を持って、現在そのままやっていくというような発

想をしておりますので、その組織機構の問題点、調整班にも問題点があるというのは認識している部分もありますから、どういうふうにして解決していくかと。なくすというふうに、きょう明快にお話しするレベルにはまだありませんので、言えませんが、調整班の果たすべき役割の質がちょっと当初の予定以下だったとすれば、やはり何かの形で解決していかなくてはなりませんから、組織を改編することも含めて、十分に、かつ早急に検討していきたいということで、私どもは、現在も日常業務の中で、組織の勉強はもちろん、担当者を初めやっておりますので、その辺の中で早急にいろいろ検討して、市としてまとめて、お話をできるような状態に早くしていきたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） これから大きな行革に取り組んでいくということで、行政評価システムの導入でありますとか、そうしたものがあられるわけなんですけれども、やはり組織機構がそれを機能できるような態勢としてつくり上げなければ、どんなにいいシステムを持ってみても、それが機能しないというようなことに陥らないように、いろいろなシステム等々を行革に取り組んでいく中では、並行して組織機構というものを一から見直していくということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、市長に、市長が目指す組織形態というものをお伺いして、この項は終わりにしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川仁君） それでは、私のほうから組織についてご答弁を申し上げます。

合併協議の中で、組織を検討し、合併をしてきたわけでございます。そういう中では、先ほど話

題に出ております支所長、あるいは班長の位置づけというもの、それが必ずしもベターなものであったかどうかということになりますと、今、検討を加えておるといふ時期になっております。半年動いた中で、こういう点も見えてきたという部分もございます。当然効率の上がる行政組織、組織ですから、その時点その時点で改革するというのも当たり前のことだといふふうに私自身も思っております。1回つくったら、それはもうほとんど直せないんだというものでもないといふふうに認識をいたしておりますので、行政効率の上がるような組織体系に努めてまいりたいといふふうに思っております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 全くそのとおりでございます。ちょこちょこいじれるものでもないと思っておりますので、しっかりと深く検証した上で、きちんとした方向性の中で、大胆な組織機構改革に取り組んでいただきたいといふふうに思います。

教育行政のほうの耐震並びに学校の規模の適正化というのをリンクして、再質問に入らせていただきます。

耐震診断からまず入っていかなければならないということですが、対象が81棟ほどあるということでもあります。予算規模、財源、そうしたものについてどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 結論から申し上げますと、どのぐらいの事業費になるかという部分について、具体的な見通しは持てない状況であります。

文部科学省の耐震補強工事の国庫補助は3分の1なんですけれども、その事業費として、最低が400万円掛ける3分の1、上限が2億円掛ける3分の1、この範囲で3分の1を補助しますよとい

う制度になっています。

1棟1棟がすべて違うということから、そう簡単に大体このぐら이다といふふうなお話は申し上げられないということでもあります。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 事業費の算出は難しいといふところは理解申し上げます。

国庫補助が3分の1ということでもありますけれども、今、実は、17年までの時限立法でありますけれども、地震補強事業ということで、地震防災対策特別措置法の中での地震防災緊急事業5か年計画という部分がございます。時限立法でありますけれども、この中で、耐震補強工事という部分に取り組んでいくことによって、補助率が3分の1から2分の1に上がってくるという有利な制度もございます。こちら17年までの時限立法と言われておりますけれども、近年の地震の多発に触れまして、延長されていくというような話もございます。ぜひ検討をいただきながら、有利な財源の中で、しかも早期に進めていかなければこうした恩典も受けられないということでもありますので、考えていただきたいといふふうに思います。

いずれにいたしましても、自主財源も必要になってくるわけでありまして、この辺に学校の適正規模という他の改修、あるいは増改築、新築という部分も含めて、合併特例債というものは適用可能性はあるでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 合併特例債がこの耐震関係の事業に充当が可能かどうかというご質問でございますけれども、現在合併特例債の窓口は県の市町村課というところが担当しておるわけですが、そこから、明快に充当できますといふお話はまだいただいております。今現在、そ

ちらのほうと協議を継続しているという状況でございますので、その辺のところはちょっとご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） わかりました。

ぜひ限られた財源の中でありませけれども、本当に子供たち、大切に育てていかなければならない、よりよい環境を与えていかなければならないというのが、自治体としての責務でもあります。ぜひそうした部分で、現況も、14年から、非常に国も、耐震という部分を各自治体のおしりをはたくようにして、どんどん進んできております。耐震診断の結果としては、14年次に30%だったものが、16年には45%まで上がってきております。しかしながら、耐震化率という部分においては、わずかに4ポイント弱上がっただけという現況にもあるわけですので、これから耐震診断が終わったところが耐震補強工事へどんどん入ってくるという部分が予想されるわけありますから、ぜひ本市としても、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

この部分で、最後にマンモス校、西那須野両中学校に触れていきたいと思うんですけれども、耐震診断の結果とあわせながら、東泉議員の答弁にもありましたように、選択肢を考えていくということですが、その選択肢とはどのようなものでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） マンモス校を解消するという課題を解決できるかということでありませ。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） もう少し具体的にお願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 新設中学校ができるかということでありませ。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） わかりました。

ぜひその辺のところをしっかりと検討していただきながら、将来をきちんと展望した上での決断をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、最後の道路行政のほうへ入らせていただきます。

4号の渋滞解消の中で、西那須野地内においては、都市計画道路3・3・2号線という部分で要望状態ということでありませけれども、もう少し踏み込んで、手ごたえ的にはどうなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 国土交通省直轄の道路といひますと、国道4号と50号が栃木県に入つてござひます。そういう中で、50号が4車線化が完成して、国道4号も、高根沢、矢板のあたりまでが4車線化ができてきているという中で、今後矢板以北——高根沢以北になりますけれども、整備しなければならぬと、こういう状況になつたように伺つております。

そういう中で、県北地域の研究会の中では、どこを一番先にやるんだと、こういう話になつてくるわけござひますけれども、そういう中では、客観的な交通渋滞とかの問題、あるいは環境の問題、そういうものを含めて、西那須野の鳥ヶ森のミニバイパスといひますか、そちらを第一義的にやりたいとこういうふうに伺つておるところでござひます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 非常にあそこところは渋滞もひどいわけでありませ、この路線が着手されるということであれば、かなり有効ではない



○建設部長（君島富夫君） 先ほど申し上げましたように、四区の工業団地前までは拡幅になっていますので、塩原街道から約600m弱を整備したいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） わかりました。結構でございます。

それで、ここで道路整備計画という部分も出たんですけども、これは西那須野・那須線、旧黒磯の中では、路線名としては黒磯・那須北線などと呼ばれているかと思うんですけども、道路整備計画の中で、例えば、都市計画道路の番号でありますとか、路線名などという部分の新市としての一体化を図っていくとか、見直し等の計画はあるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 路線名につきましては、合併協議のすり合わせの中で、3市町とも現在のままの路線名でいこうという形で、例えば黒磯の場合には「黒」をつけて何号、西那須の場合には「西」をつけて何号と、こういう形でいこうということになってございます。そして、どういう方法がいいか悪いかは別にしましても、現在の路線名を、例えば変更した中で名称が変更になったということになりますと、非常に住民も混乱すると思われまますので、路線名については現況のままいきたいというふうに思っていますし、ただ、その中で、将来的に新しい新設道路の場合が出てくるかと思えます。ですから、この路線名については、市が1つになっていますので、今後検討させていただきたいなど、このように考えております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 了解です。

それでは最後、400号バイパスなんですけれども、先ほどの1番目の3・3・2号線の工事が着

工されますと、4号とその3・3・2号線の間という部分が中途半端な状態になってしまうという部分で、この辺の県への要望等はどうなっているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 400号バイパスにつきましては4号までということで、本来ならば塩原街道といいますか、400号バイパスで上がっていく予定でありますけれども、こういうご時世でありまして、県の再評価委員会という組織がございまして、そういう中で、どうしても事業考課等々の関係から、とりあえず現在の国道4号まで事業をして、それ以降については、現在のところ中止だと、こういう話を伺っておりますので、今後につきまして、いわゆる国道4号の、先ほど申し上げましたミニバイパスが鳥ヶ森までできたということになれば、当然あそこでとまりというわけにはいきませんので、そちらのほうまでの整備については今後も要望していきたいと、このように考えております。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） ぜひお願いいたします。

歩道橋についてでありますけれども、設置基準というものがあるといことで、現段階で設置基準に合致しているのか。

それから、JRとの立体交差部分の橋架下のところですけども、学童が横断可能な状態がつけられるか、その2点をお聞かせください。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） JRの関係につきましては現在工事中でございまして、側道等ございますので、安全については確保できるようなことで話を伺っております。

それと、あと横断歩道、歩道橋の話でございますけれども、これは設置基準というのがあります

けれども、道路自体からいえば、当然基準に合ってくるんだらうと思いますけれども、つくるかつくらないかという問題につきましては、施行者であります県の権限になりますので、私のほうからは要望したいと、このように思っておるところでございます。

○議長（高久武男君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） ぜひお願いいたします。

立体部分からその中央通り上のところまで、約250名からの児童が道路を横断するというような現況でございますので、ぜひ安全確保に努力していただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で、19番、関谷暢之君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

---

#### ◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託をいたします。

議案第63号から議案第67号まで、並びに議案第70号、及び第72号から議案第75号までの10件については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います、異議ご

ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

---

#### ◎請願・陳情等の関係常任委員会付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出した請願・陳情5件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき付託議案等を審査し、本会議最終日、委員長は登壇の上、審議結果の報告を願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時55分